

厚生労働省説明資料

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣

本部長代行：厚生労働副大臣

本部長代理：厚生労働大臣政務官

本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）

本部員：関係部局長

地域力強化WG

主な検討課題

住民主体の地域コミュニティづくり

主査

大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）

公的サービス改革WG

主な検討課題

公的福祉サービスや計画の総合化・包括化

主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

専門人材WG

主な検討課題

医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など

主査

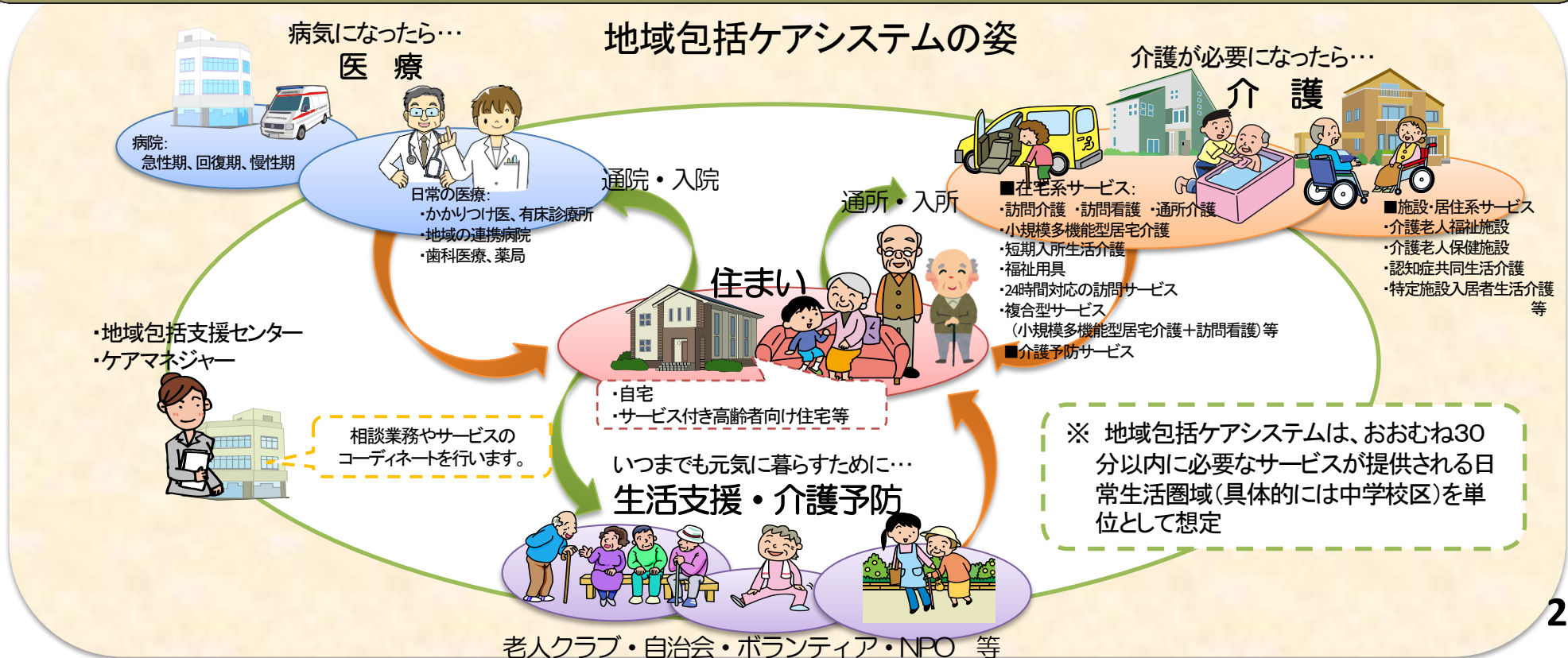
大臣官房審議官（医療介護連携担当）

検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



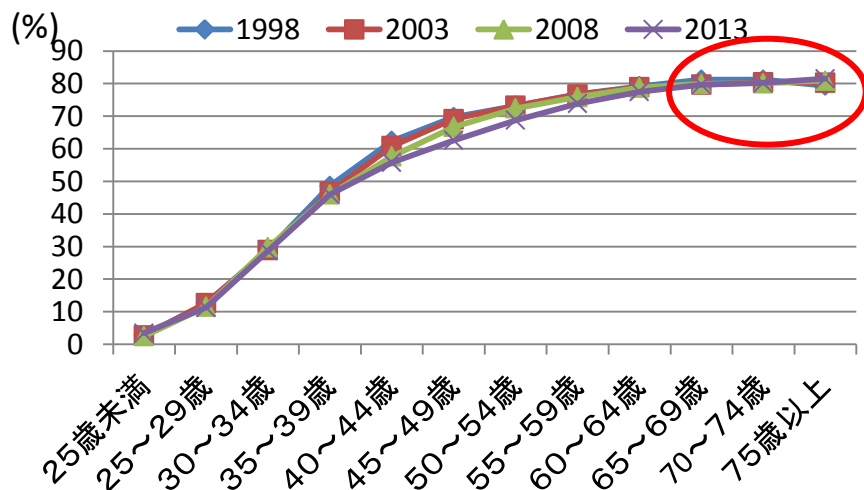
高齢者の居住に関する状況①

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

○ 社会全体の持ち家比率は大きく変化していないが、高齢者世帯の増加に伴い、民間借家居住の高齢者世帯が増加。なお、持ち家比率は、都道府県別に大きな差がある。

1. 持ち家率の推移

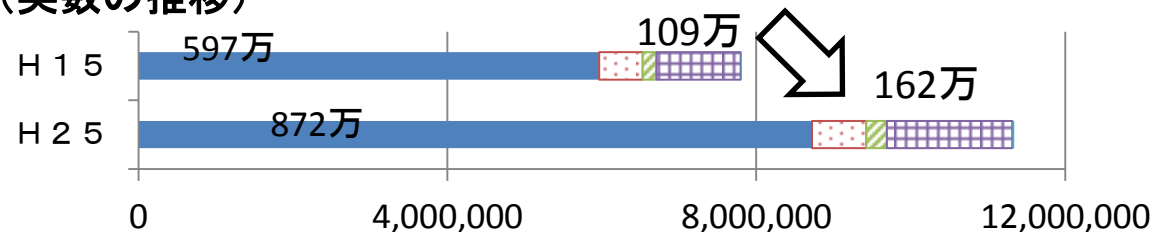
※家計を主に支える者の年齢階級別



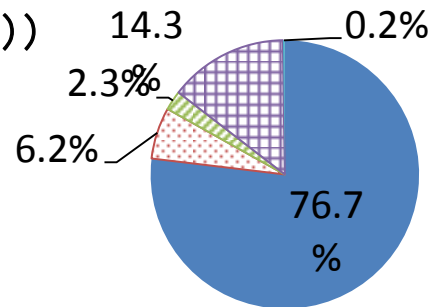
2. 高齢者世帯の居住形態

■ 持ち家 ■ 公営の借家 ■ UR・公社の借家 ■ 民営借家 ■ 給与住宅

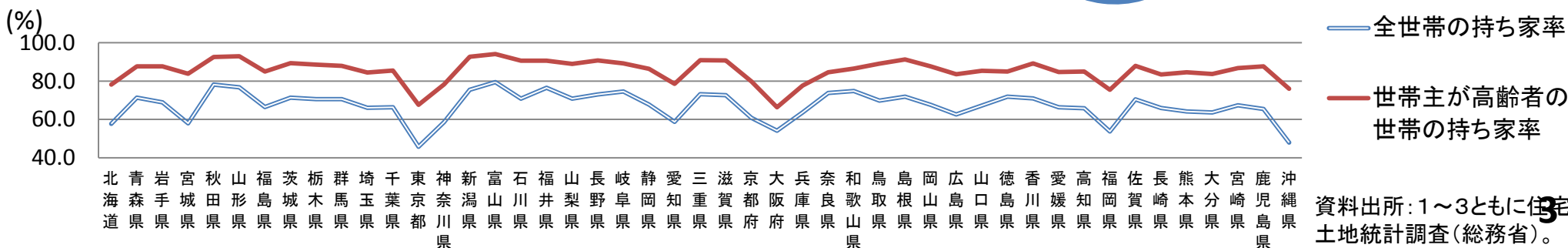
(実数の推移)



(構成比(H25))



3. 都道府県別持ち家率(平成25年)



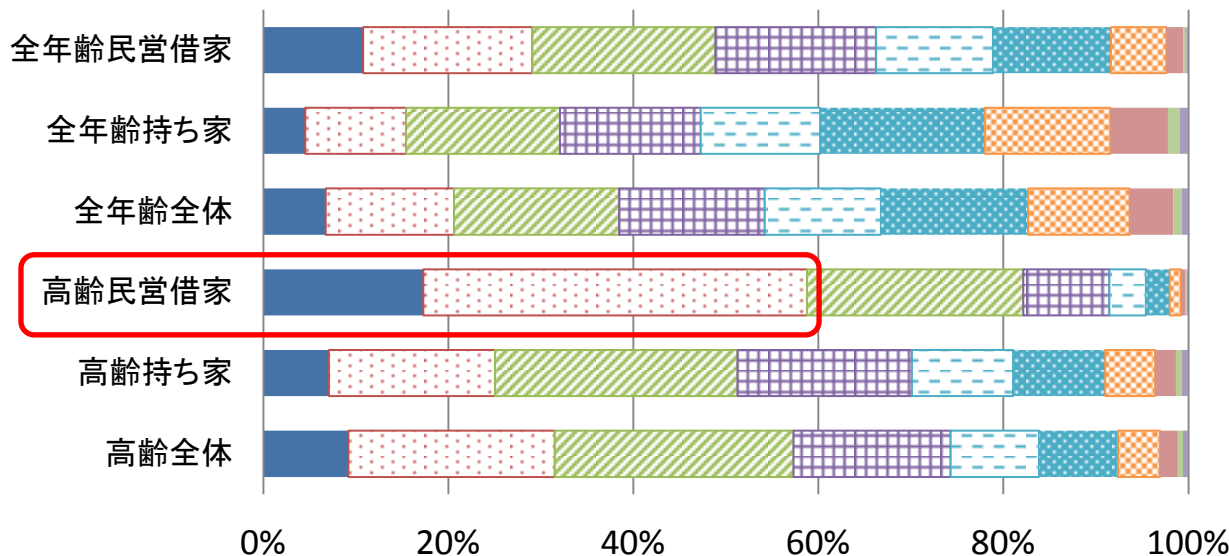
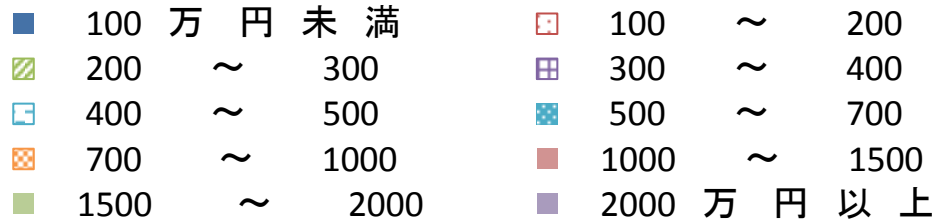
資料出所: 1~3ともに住宅・土地統計調査(総務省)。

高齢者の居住に関する状況②

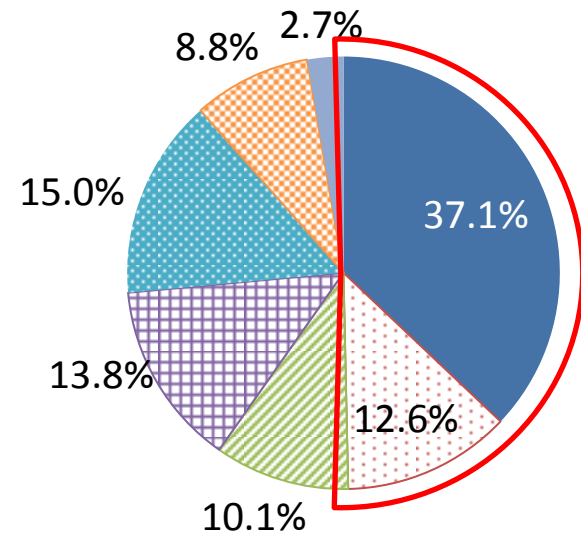
「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

- 高齢で民営借家に居住している世帯は、低所得者が多い。
- 公営住宅管理戸数は平成17年度をピークに減少傾向で約216万戸(平成26年度)であり、その入居者(世帯主)のうち約半数が65歳以上。

4. 持ち家・借家の別所得階級の分布



5. 公営住宅入居者(世帯主)の年齢構成(平成26年度)



高齢者の居住に関する状況③

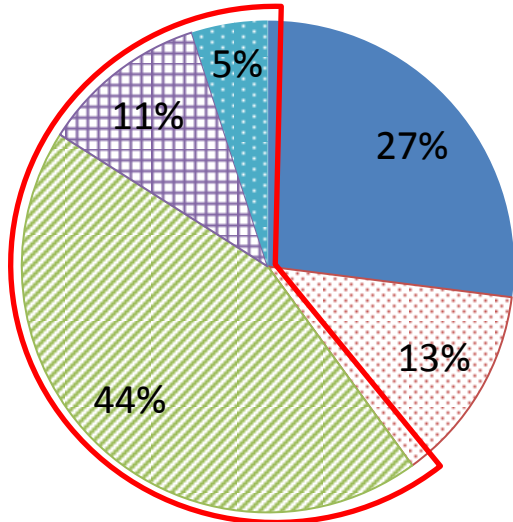
「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

- 高齢者の入居に対しては、約6割の大家が拒否感を持っている。
- 連帯保証人の確保に困った経験のある人が1割弱存在。身寄りがなく経済基盤が弱い高齢者世帯等が直面している課題であると考えられる(緊急連絡先の確保についても同じ)。

6. 高齢者の入居に対する 大家の意識

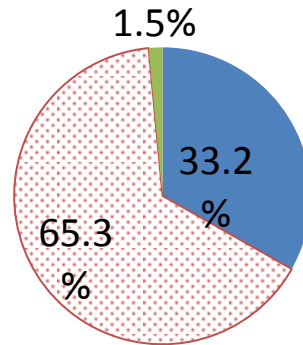
7. 連帯保証人の確保の課題(※高齢者以外も含む)

- 従前と変わらない
- ▨ 従前は拒否感があったが現在はない
- ▨ 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
- ▨ 従前と変わらず拒否感が強い
- 従前より拒否感が強くなっている

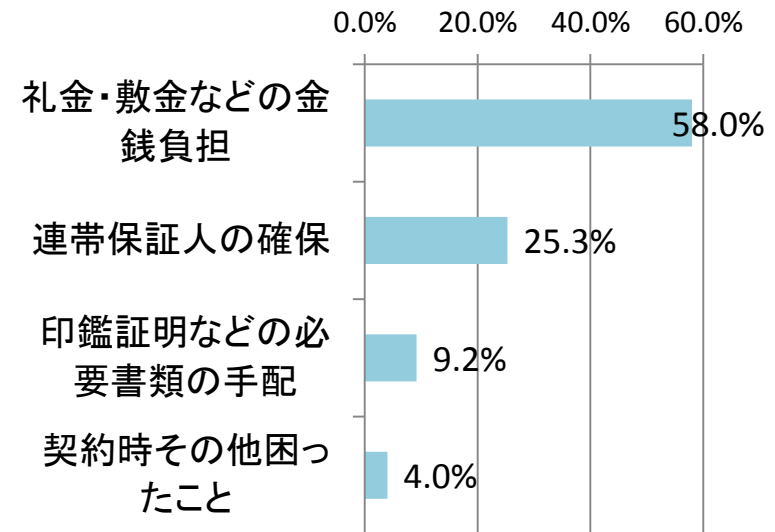


◆ 賃貸住宅に関して 困った経験

- あり
- ▨ なし
- 無回答



◆ 賃貸住宅に関して困った経験 (普通借家の入居時・複数回答)



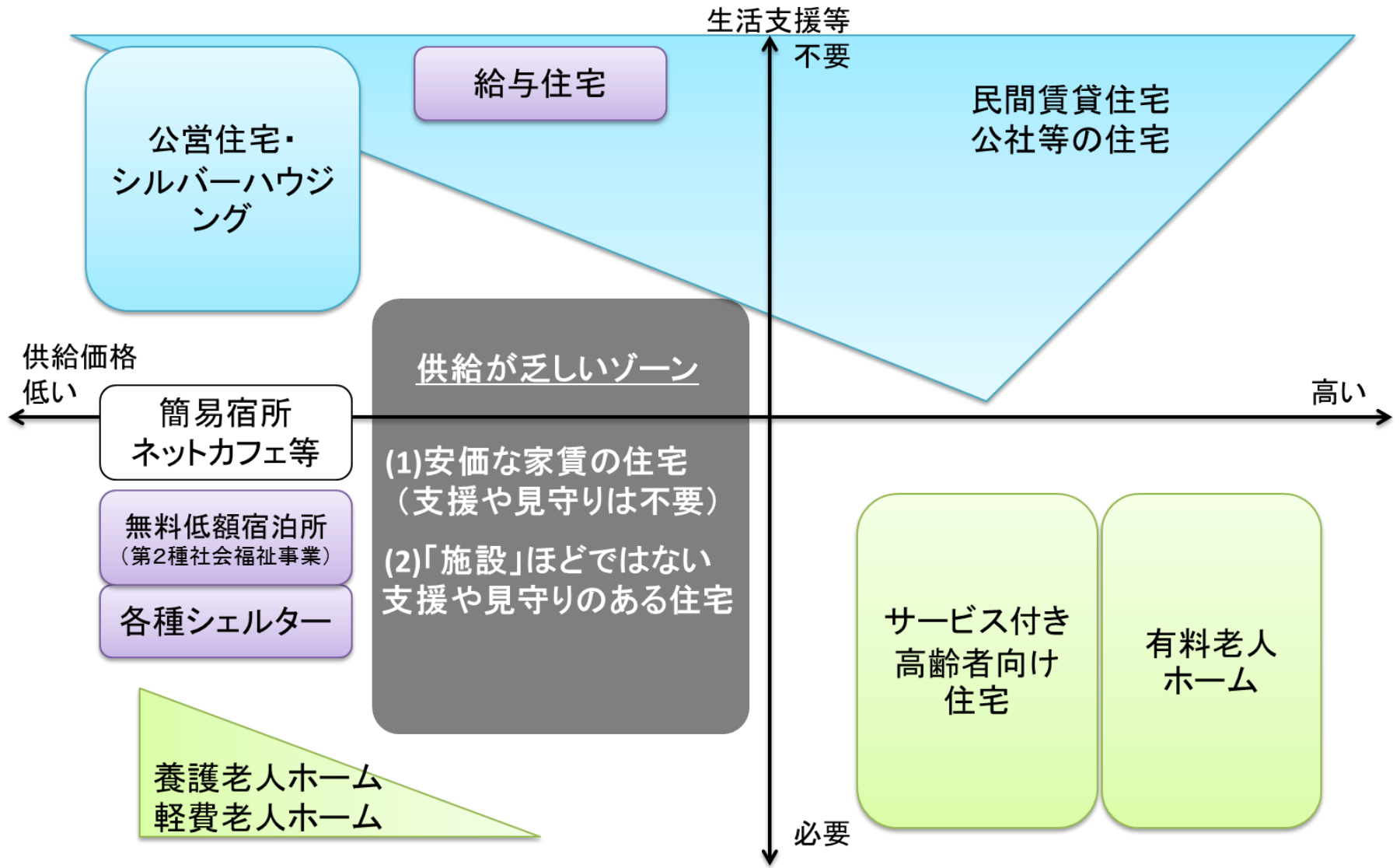
(資料出所)6は社会資本整備審議会新たな住宅セーフティネット検討小委員会第1回(H27. 4. 19)資料3より転載。
7は平成27年度住宅市場動向調査(国土交通省)。「困った経験」は現在入居している住宅に限らない。

居住に関する資源の状況(イメージ)

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

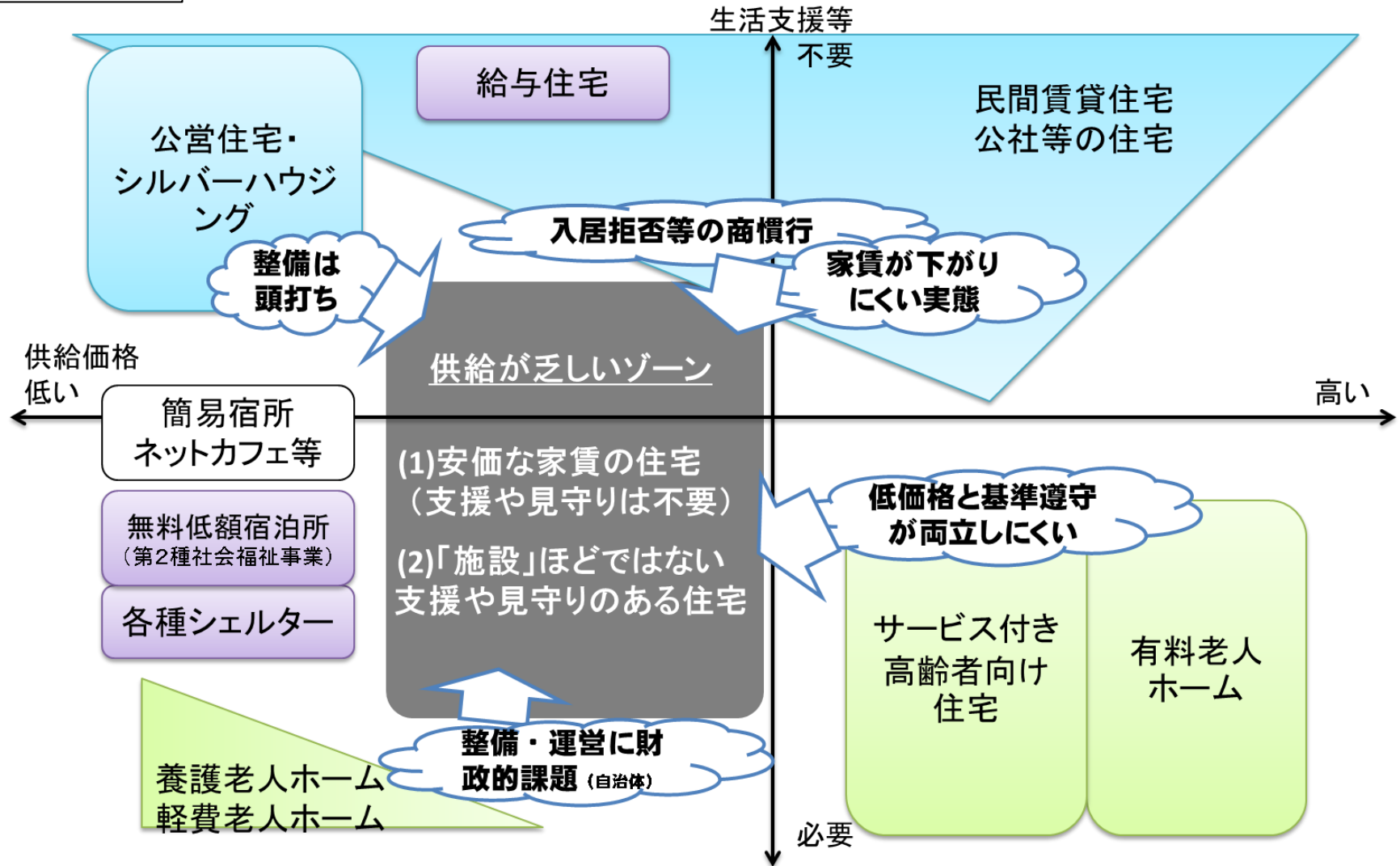
平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より

※要介護・障害の特別ニーズを除いてイメージ図を描いたもの



居住に関する資源を巡る課題

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より



生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難（家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない）を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りがない、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

○相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

○不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

○病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚労省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 平成29年度予算

【予算額】 2.5億円（5,000千円×100自治体×1/2）

【補助率】 1/2

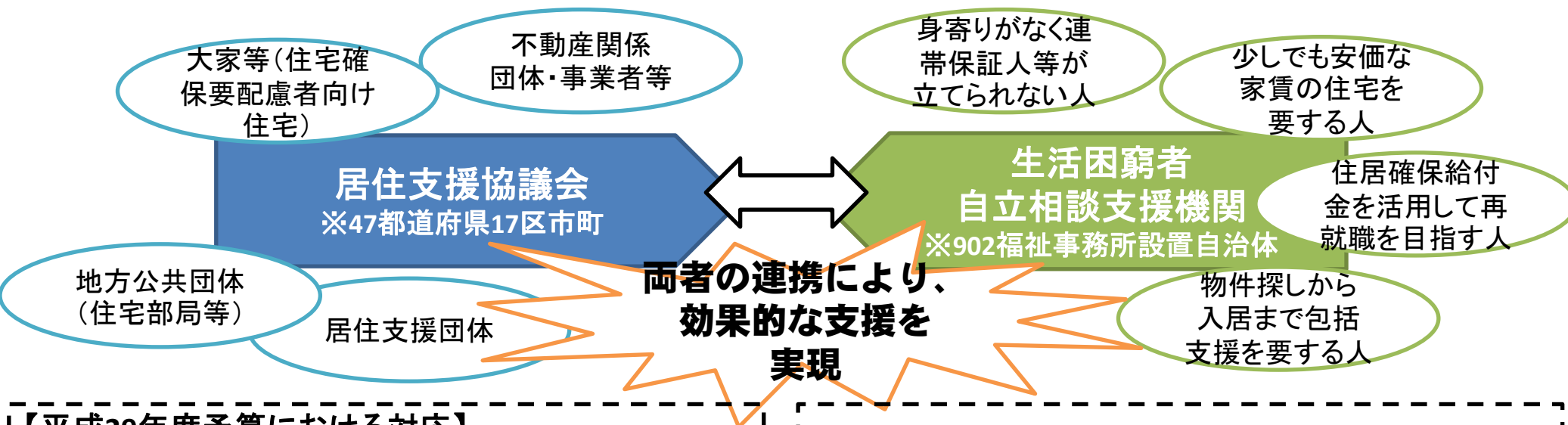
住宅確保要配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進

○生活困窮者を含む住宅確保要配慮者に対しては、従来より国土交通省において住宅セーフティネット機能の強化に取り組み、支援を充実させてきている。厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援と連携を深めることにより、支援を要する者を的確に把握し、効果的な支援を実現。

各地でネットワーク化が進んでいる居住支援協議会において、住宅セーフティネット関連の支援情報(※)が集約されている。

※住宅確保要配慮者でも入居しやすい住宅の情報や家賃債務保証等のサービス等

全国に設置されている生活困窮者自立相談支援機関において、様々な居住支援のニーズが顕在化。生活困窮者自立支援は、ニーズに合わせたオーダーメイドの包括支援が特徴。



【平成29年度予算における対応】

民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築し、居住支援協議会の取組や、空き家等を活用した子育て世帯等向けの住宅整備等に対して支援

【平成29年度予算における対応】

相談者個別支援や物件・サービスの情報収集・担い手開拓を実施

居住支援の様々な取組①

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

○ 居住支援においては、①家賃負担、②保証や緊急連絡先の確保、入居拒否等、の2つが大きな課題であるが、これに対して、居住支援協議会(※)や社会福祉法人、NPO法人等が様々に取り組んでいる。

※居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会。地方公共団体(住宅部局・福祉部局)、不動産関係団体、居住支援団体等が参画するネットワーク組織。平成28年9月末現在、47都道府県、17区市町で設置済み。

1. 居住支援協議会による支援の例

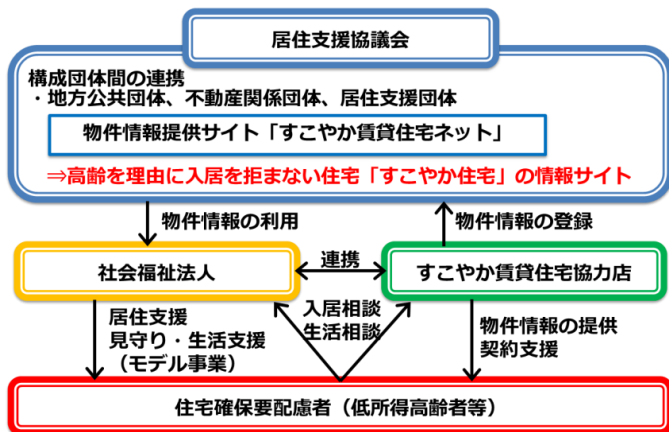
【京都市居住支援協議会】 ※H24. 9設立

□ 高齢者が安心して入居できる「すこやか賃貸住宅」を協力不動産事業者「すこやか賃貸住宅協力店」が登録。社会福祉法人とすこやか賃貸住宅協力店が連携し、登録情報を活用した入居支援を実施。

※ 登録数:4,687件(28年10月末)

※ 行政・不動産・福祉が連携し相談会実施(年4回)

□ 低廉な「住まい」と社会福祉法人による「見守りサービス」等を一体的に提供するモデル事業を実施。



【大牟田市居住支援協議会】 ※H25. 6設立

□ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築すると共に、空き家を改修・活用出来る仕組み(※)や住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。

※ 悉皆調査により約1,000戸が活用可能と判断。所有者把握のための無料相談会を経て情報システムを構築し、これまでに14件の入居支援を実施。

※ 協議会事務局は社会福祉協議会。



居住支援の様々な取組②

2. 社会福祉法人による支援の例

※「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を活用した取組

【社会福祉法人やすらぎ会】(奈良県天理市)

- 概ね65歳以上の転居希望者に、条件に合う物件情報や、契約支援、生活支援サービス情報の提案・調整を行う。
- 高齢者の転居にはマッチング自体の難しさや家主の貸し渋り、転居後の生活支援など多数の課題。「当事者の思いだけでは成り立たないからこそ事業としての存在意義はある。」

【社会福祉法人江刺寿生会】(岩手県雫石町)

- 低所得の高齢者で、家屋の老朽化で不安がある人、過疎地域で冬季の生活が困難な人、養護老人ホーム措置が必要な方などで地域生活が可能と思われる人に、借り上げた貸家、空き家を活用し、生活支援を実施(モデル事業を活用し、家賃の差額と人件費等に充当)。
- 家賃は3分の1の負担で実施。

【社会福祉法人偕生会】(大分県豊後大野市)

- 中山間地域で点在して生活する単身高齢者等を在宅で支えたいとの思いから、空き家を活用して貸し出し、生活支援を実施。

3. NPO法人による支援の例

【NPO法人抱樸】(北九州市)

- 居住と生活支援のセットが原則。地域サポートセンターを運営し、自立後地域で暮らす1,200人をサポートしている。相互支援、生活支援、就労支援、地域資源へのつながり・もどし、金銭管理支援、葬儀等も実施、さらに、互助会の運営を支援。
- 生活支援付き保証人制度「保証人バンク」を運営。滞納家賃の支払いや遺留品の引き取り・処分等のほか、生活支援員による生活安定のための継続的支援を実施。保証対象は1ヶ月分の家賃であり、滞納があればすぐ抱樸へ連絡してもらうこととしている。また、家賃立替分の求償権は放棄している。平成28年3月現在の利用件数730件。
- 不動産業者のネットワークとして「自立支援居宅協力者の会」を構成。物件情報の提供や大家との交渉、家賃滞納情報等の提供、生活支援員との連携による居宅維持支援を実施。北九州市40社、福岡市10社加盟。

【NPO法人おかもやま入居支援センター】(岡山市)

- 障害者や高齢者等、住宅の確保が難しい人の入居支援のため、弁護士、医師、精神保健福祉士、不動産仲介業者等が集まってNPO法人を設立。
- 連帯保証の確保による支援を中心とするが、医療福祉関係サービスのコーディネートも実施している。 11

居住支援の様々な取組③

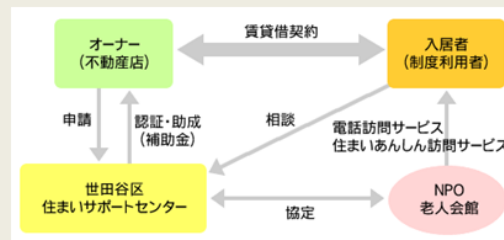
「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

4. 自治体の例

○世田谷区 住まいサポートセンター

NPOや不動産団体と連携し、居住支援を実施。運営は(一財)『世田谷トラストまちづくり』に委託

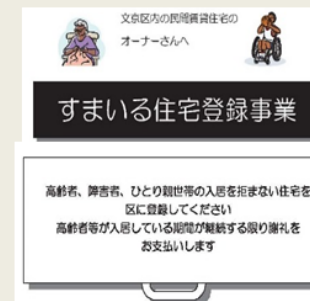
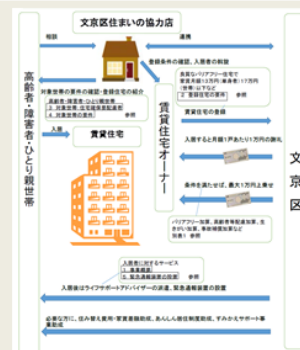
- 住まいの総合相談窓口の設置。
- 入居を拒まない民間賃貸住宅を認証。認証住宅等に入居した高齢者等を定期的に見守り
- 不動産団体の協力で空室情報を提供。内覧のアポイント等をワンストップで実施



○文京区 すまいるプロジェクト

不動産事業者等と連携し、高齢者等の住まいの確保と、地域での居住継続の支援を実施。

- 入居を拒まない民賃の登録制度(すまいる住宅登録制度)
- 入居期間、オーナーに謝礼金を支払い(月1万円等)
- 入居住宅には区負担で緊急通報装置を設置
- ライフサポートアドバイザーによる訪問や相談等の支援の実施



○杉並区 高齢者等入居支援・アパートあっせん事業

宅建業協会、社会福祉協議会等との連携(委託)により、住まいの確保と、地域での居住継続の支援を実施

- 高齢者等の住宅困窮者に対し、協力する不動産店の紹介や住宅の情報提供を実施。仲介手数料を支援。
- 区が保証会社と協定を締結し、通常の保証料よりも優遇。一定の場合、保証料を助成
- 単身高齢者の見守りや死亡時の葬儀の実施、残存家財の撤去等に対応



4. 民間企業等の例

【株式会社ふるさと】

- 賃貸借保証事業のほか、NPOふるさとの会地域生活支援センターと連携し、借主が居宅生活を継続できるようにトラブル等の予防、早期発見、対応を行い、貸主の安定した賃貸経営をサポート。
- 不動産賃貸管理・サブリース事業においては、連帯保証人不要の支援付きアパートを管理運営(空き家も活用)。総合相談窓口としての「サロン」(NPO法人ふるさとの会が運営)を中心とした支援ネットワークと、地域と行政機関等との連携のための運営委員会により包括的支援体制を構築。

【株式会社リクルートフォレントインシュア】

- 全国規模で家賃債務保証事業・家賃収納代行事業を展開。こうした事業を通じて家賃滞納者を早期に発見することができる。
- 平成28年10月31日現在、190件の家賃滞納者に自立相談支援事業等を案内し、実際に108件が相談。そのうち、44件が住居確保給付金等の支援決定につながり、生活困窮状態の早期発見・早期自立が実現できている。

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
(全国901福祉事務所設置自治体で1,345機関(H27年度))

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

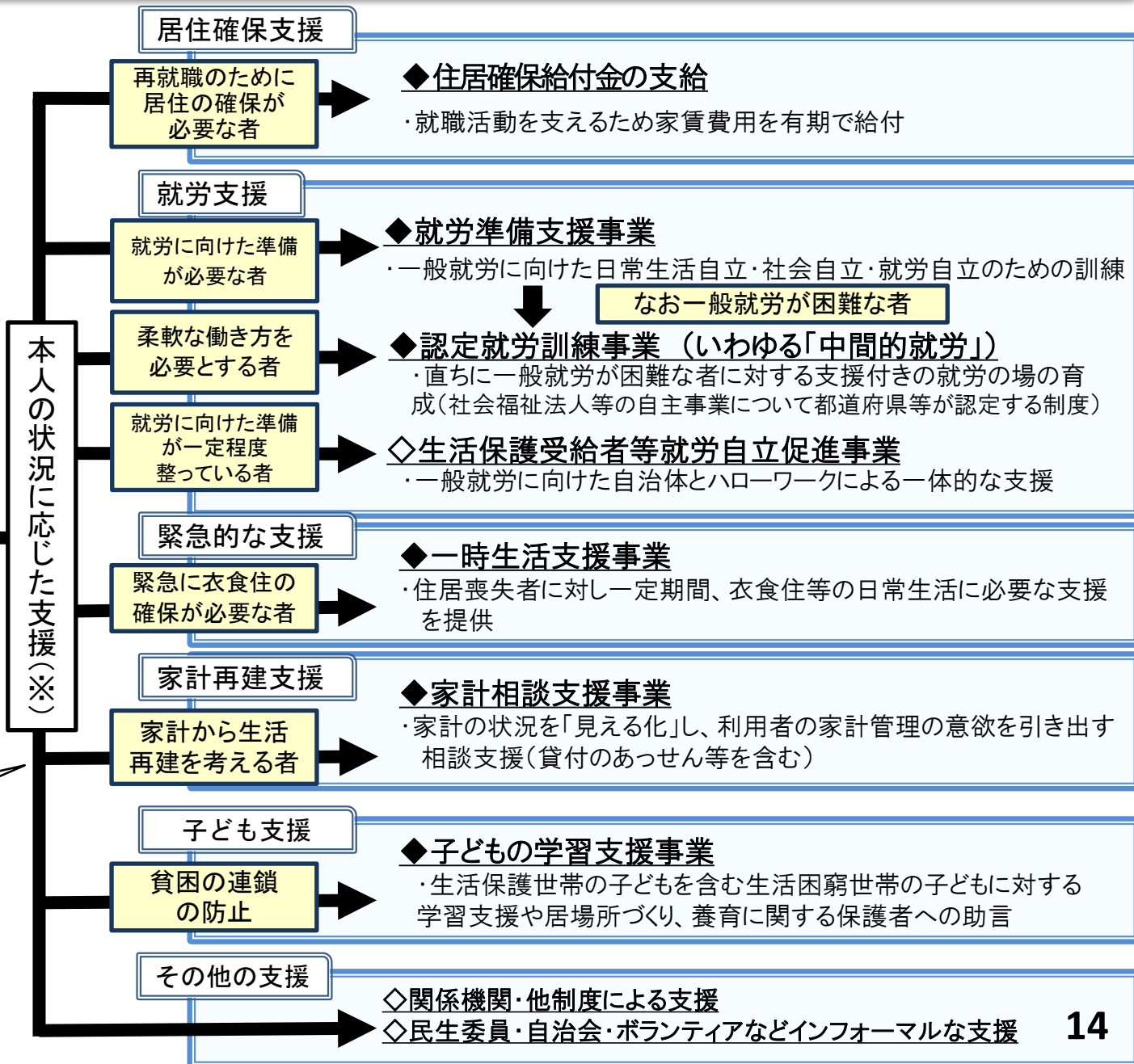
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



生活困窮者自立支援制度における支援状況調査結果

【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

【平成28年度】

- プラン作成件数は、平成27年度に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	平成27年度 目安値	平成28年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	45%

平成27年度

(件数、人)

平成27年4月 ～ 平成28年3月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり			
	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

平成28年度

(件数、人)

平成28年	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)/①
	人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		(①)	人口10万人 あたり	うち就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
4月分	18,163	14.2	5,040	3.9	2,527	2.0	2,138	1,426	534	354	70%
5月分	19,006	14.8	5,312	4.1	2,615	2.0	2,079	1,382	589	365	67%
6月分	19,779	15.4	5,715	4.5	2,810	2.2	2,352	1,611	656	418	72%
7月分	18,610	14.5	5,508	4.3	2,699	2.1	2,304	1,571	665	438	74%
8月分	18,820	14.7	5,756	4.5	2,737	2.1	2,038	1,436	627	405	67%
9月分	19,171	15.0	5,581	4.4	2,665	2.1	2,183	1,502	597	426	72%
10月分	17,913	14.0	5,531	4.3	2,569	2.0	2,196	1,521	676	457	77%
合計	131,462	14.6	38,443	4.3	18,622	2.1	15,290	10,449	4,344	2,863	71%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。就労・増収率は平成28年度から把握。

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

構成員名簿

相澤 照代	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長
朝比奈 ミカ	市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
大津 和夫	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
奥田 知志	認定NPO法人抱樸(ほうぼく) 理事長
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
生水 裕美	野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
田中 弘訓	高知市福祉事務所長
長岡 芳美	山形市社会福祉協議会 事務局長
西岡 正次	A'ワーク創造館 就労支援室長
野溝 守	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長
前神 有里	一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長
(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
森脇 俊二	氷見市社会福祉協議会 事務局次長
山本 英紀	長野県健康福祉部長
渡辺 由美子	NPO法人キッズドア 理事長
渡辺 ゆりか	一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事
和田 敏明	ルーテル学院大学 名誉教授

生活困窮者自立支援法の検討について

○生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)附則 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月25日閣議報告)(抄)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
生活保護等	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>							
	<p>＜⑬生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>			<p>平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>			<p>年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p> <p>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p>
	《厚生労働省》							

生活困窮者支援分野における社会福祉法人の取組例

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

- 社会福祉法人は、生活困窮者自立支援法に定める各事業の担い手(自治体業務の受託者)として支援に参画している。
 - ・ 自立相談支援事業:全体の61.0%(直営との併用を含む)を占める委託形態での実施のうちの8.4%、
 - ・ 就労準備支援事業:全体の91.6%(〃)を占める委託形態での実施のうちの13.2%、等

※平成28年度、社会福祉協議会分を除く。
- この他、平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
- 各社会福祉法人が創意工夫をこらした多様な取組を行うこととなるが、生活困窮者自立支援の分野では、例えば、既に以下のような「地域における公益的な取組」が見られるところ。

1. 相談・現物給付による支援

- 生活困窮者に対する緊急経済的援助のため、各法人からの拠出により設置した基金を運営。(大阪府、神奈川県、埼玉県等の社会福祉協議会が実施。全国に広がってきている。)
- 施設に配置されているCSWによる相談支援と、経済的援助をセットで提供。食糧支援や、滞納しているライフライン料金や家賃の解消のための支援を実施。

2. 住まい確保のための支援

- 現在の住居で住み続けることが難しい高齢者に対する転居物件探しから入居までのコーディネートを実施。
- 賃貸住宅に入居する際の保証人が確保できない人に、市町村社協が家主・不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結し、滞納家賃(3ヶ月分まで)等を保証し、住居確保を支援(島根県社会福祉協議会)。
- 空き家を借り上げて高齢者等に転貸し、自立生活を支援。

3. 認定就労訓練事業所

※第2種社会福祉事業

- 障害福祉サービスや介護保険事業、子育て支援等を実施する社会福祉法人が、利用者の希望やアセスメントの結果に応じ、障害者施設の作業や保育園の事務、高齢者施設の介護業務等を認定就労訓練事業のメニューとして提供。
- 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人が、「地域社会への貢献」の理念のもと、個性に合わせた就労形態や報酬を提案し、多様なはたらき方を作り出す「ユニバーサル就労」を実現。

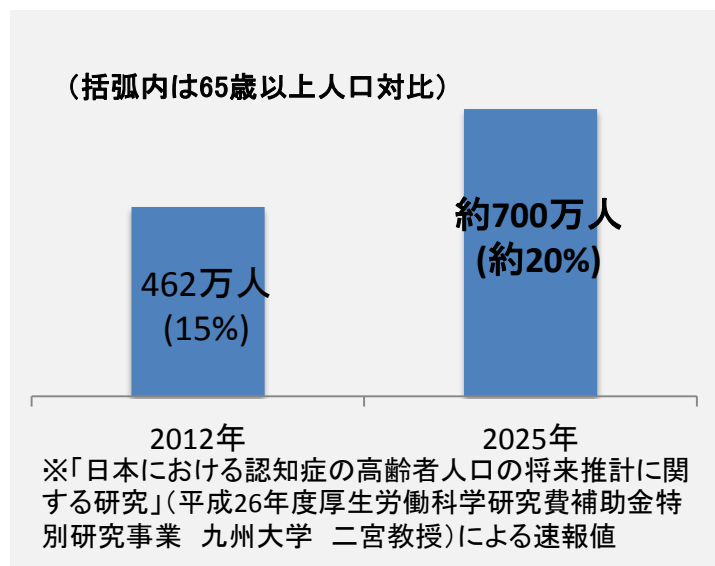
今後の高齢化等の状況について

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

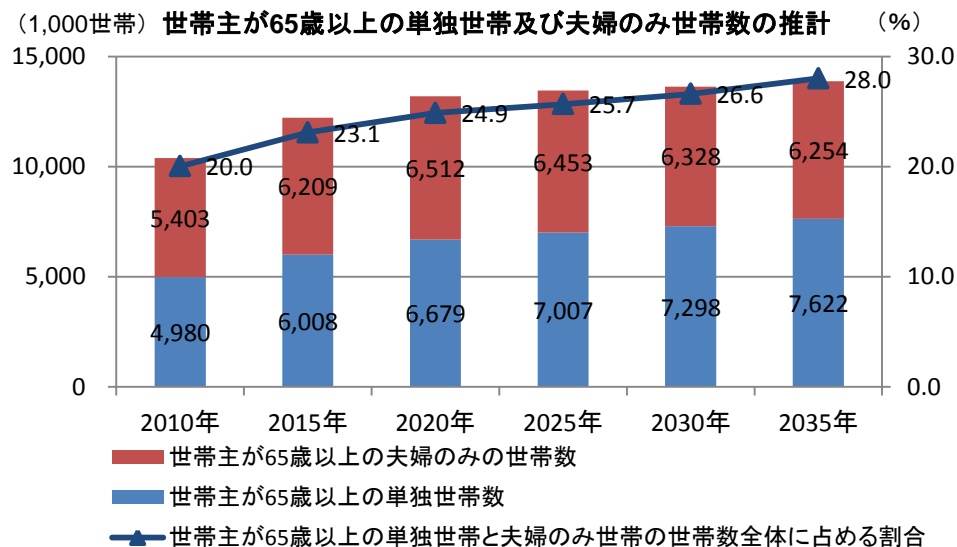
	2010年	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	2,948万人(23.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,419万人(11.1%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(11)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	76.5万人 <10.6%>	71.7万人 <11.6%>	101.6万人 <11.1%>	81.7万人 <10.9%>	107.0万人 <12.1%>		147.3万人 <11.0%>		26.7万人 <16.2%>	18.8万人 <18.4%>	19.0万人 <17.0%>	1645.8万人 <13.0%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (1.54倍)	108.2万人 <18.1%> (1.51倍)	148.5万人 <16.5%> (1.46倍)	116.6万人 <15.9%> (1.43倍)	152.8万人 <18.2%> (1.43倍)		197.7万人 <15.0%> (1.34倍)		29.5万人 <19.4%> (1.10倍)	20.5万人 <23.0%> (1.09倍)	20.7万人 <20.6%> (1.09倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.32倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

平成26年度
より実施

1. 事業概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、

①既存の**空家等を活用した住まいの確保**を支援するとともに、

②**日常的な相談等(生活支援)や見守り**により、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備すること

等について、国としても支援する。

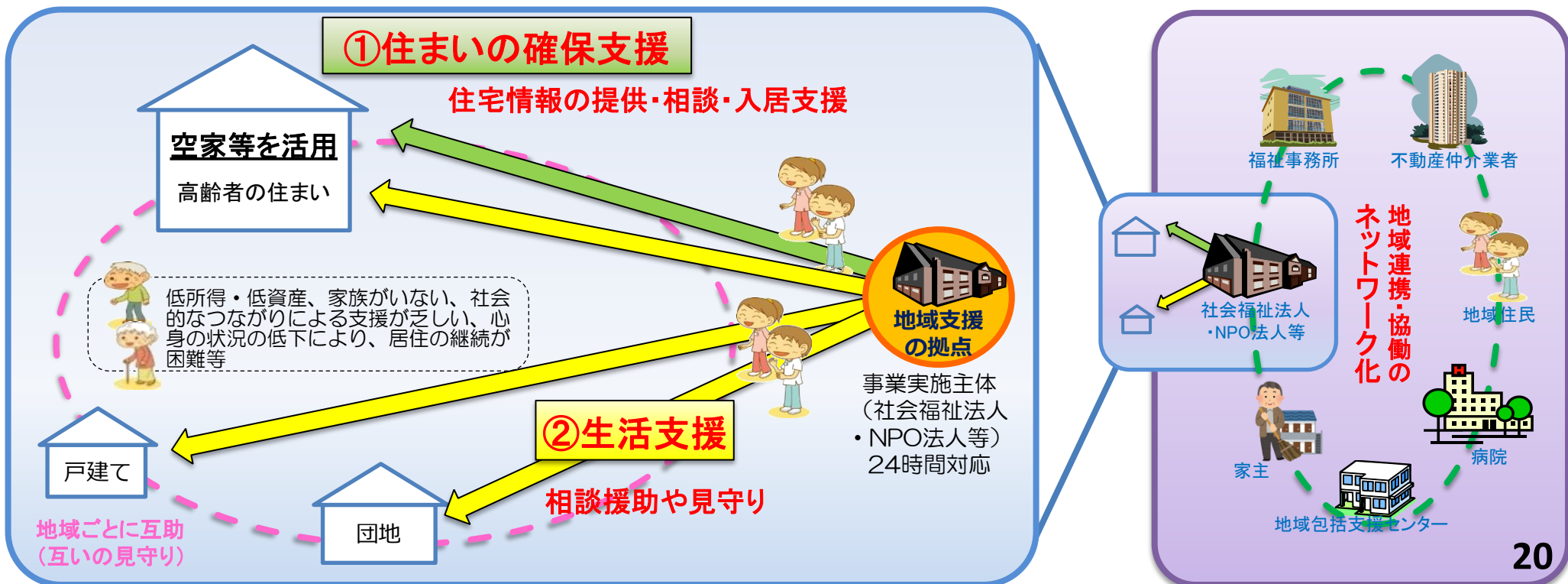
2. 実施主体

市区町村(社会福祉法人、NPO法人等への委託可能)

3. 補助単価等

1事業当たり 5,106千円(定額)※最長3か年

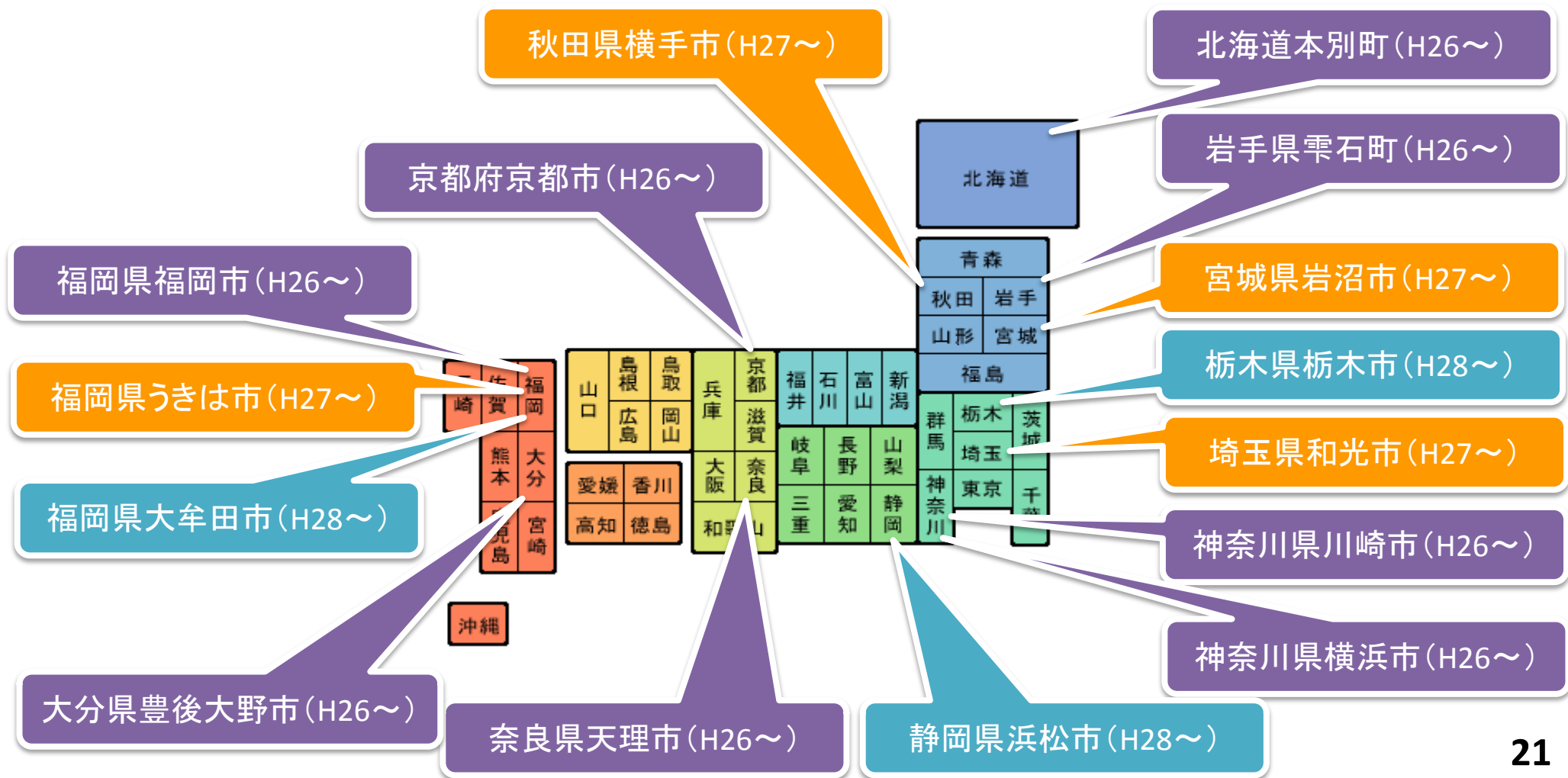
(事業のイメージ)



モデル事業の実施状況について

○平成28年度現在、15自治体がモデル事業を実施。

○地域の社会資源・人的資源のつながりの中で、個々のニーズに応じた多様な取組が行われている。



「住まいの確保支援」と「生活支援」の実施例

○事業実施自治体では、地域の社会資源・人的資源のつながりの中で、個々のニーズに応じた多様な取組が行われている。

モデル①

社会福祉法人等が、不動産業者と連携した住まい確保支援と入居後の生活支援を一環して実施。(京都市、天理市等多数)

モデル②

社会福祉協議会が、支援プランを提案(コーディネート)し、各種支援団体に繋げるシステムの構築。(福岡市)

モデル③

社会福祉法人(養護老人ホーム)が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施。(岩手県雫石市、大分県豊後大野市)

その他

- ・大規模公営住宅での入居支援、定着支援、孤立防止への取り組み(横浜市)
- ・地域の見守り活動、空き物件の利用による総合相談、住まい支援(川崎市) 等

モデル①京都市

～社会福祉法人が、不動産業者と連携した住まい確保支援と入居後の生活支援を一環して実施～

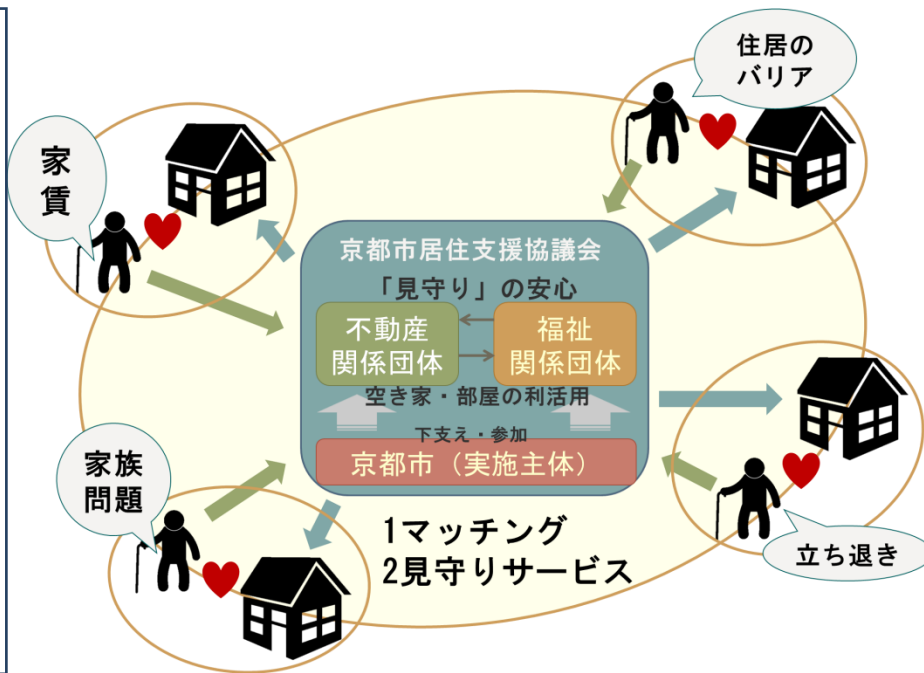
「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」

◆事業の概要

- ・京都市居住支援協議会における関係機関との連携(プラットフォーム)
※「高齢者を拒まない住宅」登録している不動産業者と連携
- ・京都市老人福祉施設協議会に加盟する8法人が5行政区で事業を実施
- ・各エリアごとに、本人×社会福祉法人×不動産業者(家主)の三者面談を行い、互いの信頼の下で空き部屋をマッチング
- ・毎月、全体の作業部会を開催し、事業の進捗管理
- ・住み替え後は、社会福祉法人による見守りサービスを実施

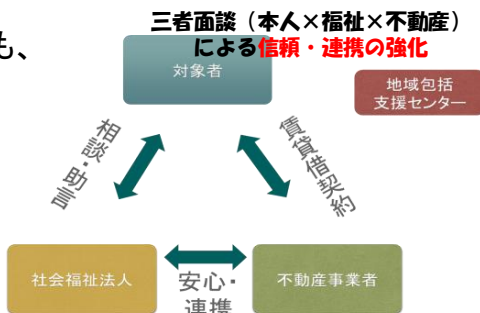
◆事業の成果

- ・事業開始(26年11月)から28年3月末現在まで、25名が住み替えを実現
(内訳) 60代3名、70代10名、80代9名、90代3名。未申請・自立11名、要支援8名、要介護6名
(住替理由) 立ち退き、建物の老朽化、契約更新不可、虐待、退院後の住居なし等
(保証人) 25事例中、19事例は保証人あり。
保証人なしの場合、保証会社の利用または理解ある家主
- ・「社福法人による見守りサービス」による家主の安心＝貸し手の負担減を



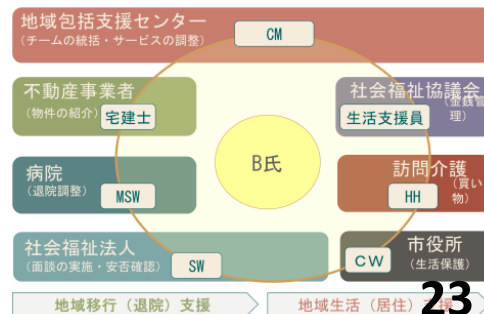
事例① 住み替え支援

- ・90代 女性
- ・住居先の立ち退きを迫られ、モデル事業利用を検討。
- ・支援開始以前は独力で住居を探すも、高齢を理由に断られる。
- ・現在はモデル事業により低廉なアパート入居。
- ・週一回の見守りを実施。



事例② 退院支援

- ・60代 男性
- ・難治性疾患の治療のため市内の病院に長期入院。
- ・家賃トラブルにより入院前の住居は強制立ち退き。
- ・モデル事業で、関係機関と専門職が連携することにより、難治性疾患を抱えながらも地域で暮らすことが可能に。



モデル②福岡市

～社会福祉協議会が、支援プランを提案（コーディネート）し、各種支援団体に繋げるシステムの構築～

「住まいサポートふくおか」

◆事業の概要

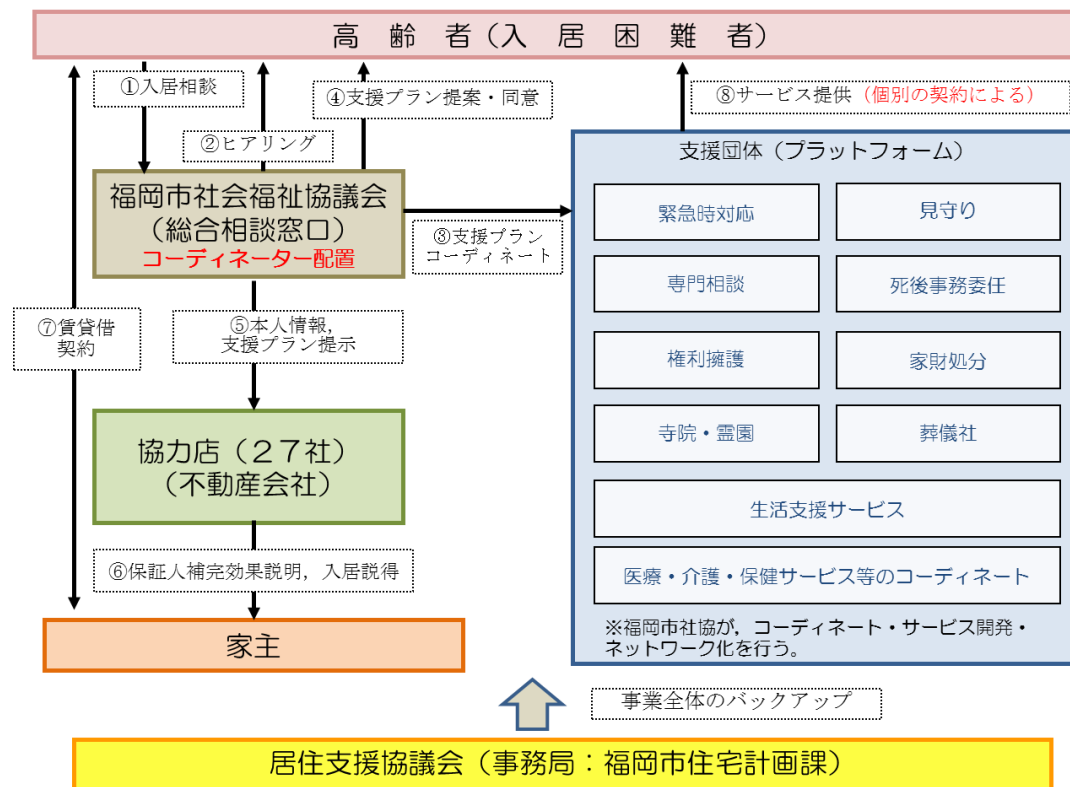
- ・保証人、緊急連絡先確保が困難な高齢者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居及び入居後の支援を行う。
- ・制度に協力する不動産会社及び各種支援団体に構成されるプラットフォームを構築
- ・福岡市社会福祉協議会が事業主体
- ・福岡市社協にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
- ・社協が各種支援団体に支援プランを提示することにより、本人と支援団体（サービス事業者）は、円滑に契約を締結

◆事業の成果

- ・事業開始（26年10月）から28年11月末まで、相談件数463件、賃貸借契約件数112件を実現

（相談の内訳）

- ・単身女性が最多（246件）
- ・80歳以上が125件、70～79歳が224件、69歳以下は169件
- ・転居理由は、「家賃」（低廉な住宅への住替え）が100件で最多。次いで「立ち退き」92件
- ・希望家賃は3万円代が最多。次いで4万円代、3万未満



事例 住み替え支援

- ・80代 女性
- ・住まい—マンション4階(エレベーターなし)での一人暮らし
- ・親族—弟がいるが高齢、甥は遠方に住む
- ・疾患—心疾患(ペースメーカー植え込み)
- ・手帳—身障1級
- ・収入—年金月215,000円
- ・債務—家賃3ヶ月分(180,000円) 社会保険料等(200,000円程度)
- ・課題—心筋梗塞を発症し、治療費がかさんだことで家賃を滞納してしまい、所有者から退去を命じられた。自身で不動産会社をまわるが部屋を借りることができなかった。

市社会福祉協議会において以下のサービスをコーディネート

- ・見守り—「ふれあいネットワーク」によるボランティアの定期訪問
- ・貸付—生活福祉資金「転宅費」の利用
- ・家計相談—生協が行う家計相談を利用
- ・家財処分—不要な家財の処分と引越支援
- ・手続支援—民生委員による引越前のフォロー

モデル③岩手県雫石市

～社会福祉法人（養護老人ホーム）が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施～

「雫石町高齢者生活支援モデル事業」

◆事業の概要

（法人の問題意識）

- 養護老人ホームには、地域の社会資源を効果的に利用すれば、必ずしも措置入所せずに地域で暮らすことができる方がいる可能性。
- また、入所時の課題が解決され、地域に戻れる入所者もいるが、入所時に住む場所を失くしているため、地域に戻りたくても戻れない状況。

（事業概要）

○養護老人ホーム「松寿荘」は、空き家・貸家を活用し、対象者に住まいの支援と生活支援を実施。

※養護老人ホームのノウハウによる自立支援

○対象者

- ・低所得高齢者、家屋の老朽化等により不安を抱かれている方
- ・過疎地域で冬期間の生活が困難な方
- ・養護老人ホーム利用者で地域生活が可能と思われる高齢者

○住まいの支援

法人が借り上げた空き家・貸家を転貸（計4件）

※法人による家賃の一部補助

※家主は、借受人が社会福祉法人であるため安心して貸せる。

○生活支援

2名の専任職員（嘱託）を雇用。毎朝の安否確認、通院・買物支援等や地域行事に関する情報提供と参加時の支援。

※地域の民生委員による協力を受けてつ、社会福祉法人が24時間バックアップ。

◆事業の成果

○28年10月現在、4世帯5名がモデル事業を利用（単身3人、親子一組）。50代障害者も利用。

○高齢者だけでなく、制度の狭間に陥った多様なニーズに対応。

○支援内容は、当初は手厚く、信頼関係を築いてから手を放していき、現状は移動支援程度。いずれの利用者も、劣悪な居住環境から住替えて、生活が整い、自立意欲も高まった。

○利用者どうしの交流もはじまっている。（互助）



低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施主体等

～いずれの地域でも支援団体、関係機関、住民、行政等によるネットワークが構築されている～

※平成28年度実施予定(今後変更があり得る。)

	自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)		自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)
1	北海道 本別町	総合ケアセンター、地域包括支援センター、 町居住支援協議会 、企画振興課、建設水道課、 <u>町社会福祉協議会</u>	8	静岡県 浜松市	市民協働・地域政策課、地域包括支援センター、長寿保険課、市・区社会福祉協議会、 <u>社会福祉法人</u> 、NPO法人
2	岩手県 雫石町	総合福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、民生委員、町社会福祉協議会、地域整備課(空き家対策担当)、町内高齢者施設連絡協議会、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>	9	京都府 京都市	市居住支援協議会 (市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、市老人福祉施設協議会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、府不動産コンサルティング協会、住宅供給公社)、 <u>市老人福祉施設協議会が公募・選定した社会福祉法人</u>
3	宮城県 岩沼市	介護福祉課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、民生委員、大手コンビニエンスストア、JA、生協、 <u>社会福祉法人</u> 、 <u>公益社団法人</u>	10	奈良県 天理市	介護福祉課、地域包括支援センター、不動産業者、 <u>社会福祉法人</u>
4	秋田県 横手市	高齢ふれあい課、民生委員、市社会福祉協議会、医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、建築住宅課、生活環境課、 <u>県宅地建物取引業協会</u> 、 <u>複数の社会福祉法人</u>	11	福岡県 福岡市	福祉・介護予防課、住宅計画課、 市居住支援協議会 、 <u>不動産会社</u> 、 <u>支援団体</u> 、 <u>市社会福祉協議会</u> ※社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
5	埼玉県 和光市	長寿あんしん課、福祉政策課、市内地域包括支援センター、介護サービス事業者、市内不動産事業者、NPO法人等	12	福岡県 大牟田市	長寿社会推進課、地域包括支援センター、 市居住支援協議会 、障害者相談支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、建築住宅課、不動産仲介業者、 <u>NPO法人</u>
6	神奈川県 横浜市	福祉保健課、福祉保健センター、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、県高齢社会課、住宅供給公社、 <u>社会福祉法人</u>	13	福岡県 うきは市	保健課、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉法人連絡協議会、介護サービス事業連絡会、ボランティア連絡協議会、ふれあいセンター・福祉部連絡会、住環境建設課、不動産会社、 <u>市社会福祉協議会</u>
7	神奈川県 川崎市	地域包括ケア推進室、住宅整備推進課、 市居住支援協議会 、 <u>小規模多機能型居宅介護事業所を運営するNPO法人</u> 、 <u>生活困窮者自立支援法に基づく相談支援を行っている企業組合</u>	14	大分県 豊後大野市	高齢者福祉課、地域包括支援センター、医療機関(市民病院)、民生委員、自治委員、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>

I. ひとり親家庭の現状と課題

現状

- 母子世帯:123.8万世帯、父子世帯:22.3万世帯
(昭和63年から平成23年の25年間で、母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍)
- 母子世帯の80.6%が就業しているものの、そのうち47.4%はパート、アルバイト等の非正規労働
- 母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円(平均年間収入(母自身の収入)は223万円)
- 母子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は29.8%、「公営住宅」に居住している世帯は18.1%、「借家」に居住している世帯は32.6%
(一般世帯の住居の状況「持ち家」:61.9%、「公営の借家」:4.2%、「民営の借家」28.1%)
- 母子世帯の1世帯当たり1か月平均消費支出は190,464円、944円の赤字。1か月平均消費支出に占める「食料」の割合24.5%、「住居」の割合14.4%、「光熱・水道」の割合7.8%など
(二人以上の世帯のうち勤労者世帯 86,447円黒字、「食料」23.4%、「住居」6.1%、「光熱・水道」6.6%)
- 公共料金等の未払い・滞納経験のあるひとり親の割合は、「電気料金」13.0%、「ガス料金」12.9%、「電話代」13.9%、「家賃」10.0%など
(全世帯の状況「電気料金」4.5%、「ガス料金」3.9%、「電話代」4.4%、「家賃」2.3%など)

課題

- 母子世帯が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、消費支出に占める住居費の割合が一般家庭に比べて高い。
生活の安定のためには住居の確保支援が必要。
- ※関係団体等から、住宅費助成、公営住宅や空き家の活用等による住居費負担の軽減策の要望があがっている。

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注)「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

- ◆ **ひとり親家庭等に対する住居確保の支援**

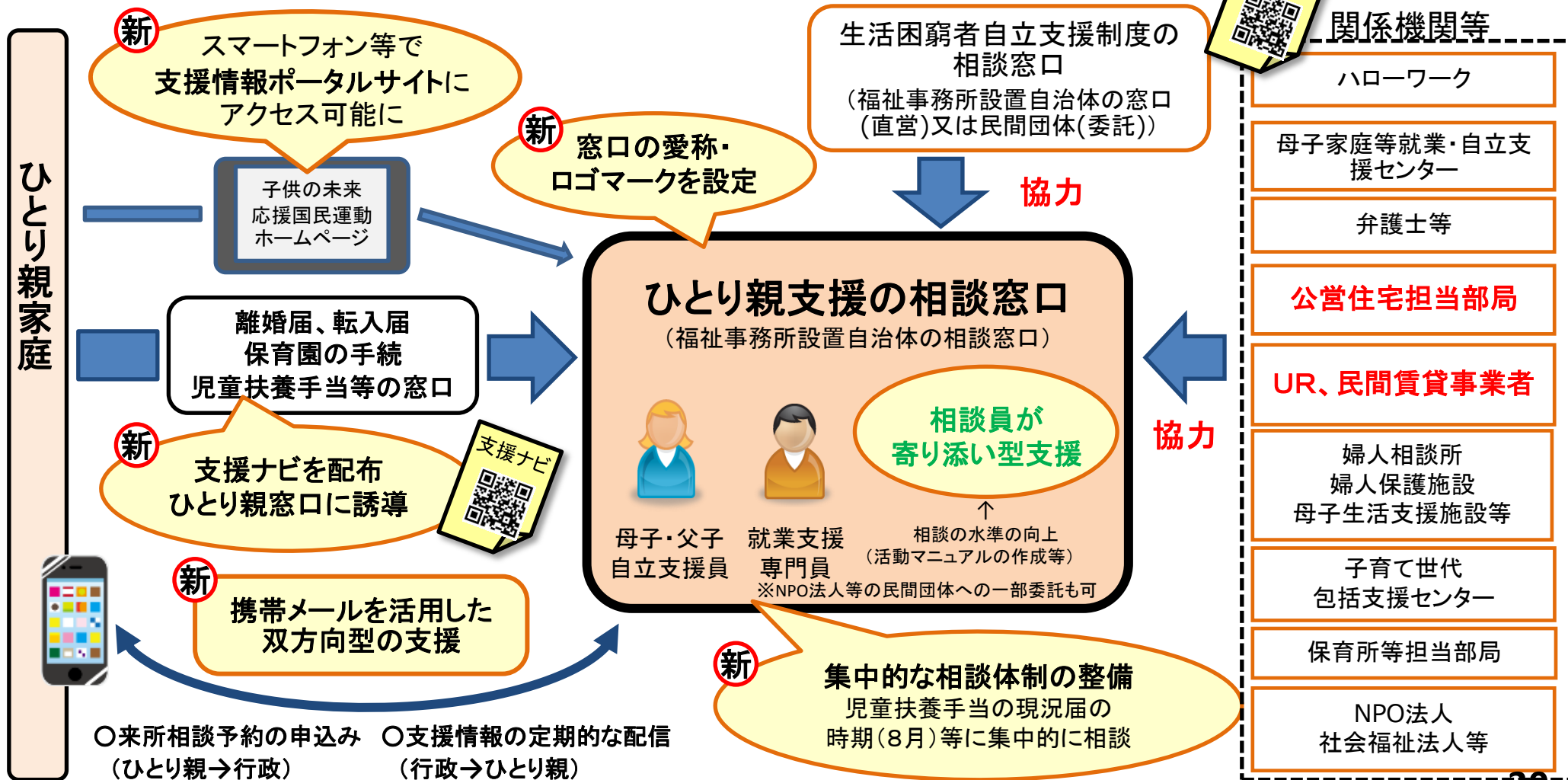
⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法が成立
平成28年通常国会において

ひとり親支援窓口のワンストップ化と関係機関との連携の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

Ⅱ. DV被害者等(要保護女性)の現状と課題

現状

○婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容(平成26年度 合計83,886人)

- ・「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力 37,315人(44.5%)
- ・離婚問題など暴力以外の家族等の問題 23,597人(28.1%)
- ・経済関係 8,671人(10.3%)
- ・住居問題・帰住先なし 4,979人(6.0%)
- ・ストーカー被害 619人(0.7%)

75,181人(89.6%)

○婦人相談所における一時保護の理由(平成26年度 合計5,808人)

- ・「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力 4,918人(84.7%)
- ・住居問題・帰住先なし 544人(9.4%)
- ・ストーカー被害 127人(2.2%)
- ・離婚問題など暴力以外の家族等の問題 52人(0.9%)

5,641人(97.1%)

○婦人保護施設における在所者の入所理由(平成26年度 合計1,017人)

- ・「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力 611人(60.0%)
- ・住居問題・帰住先なし 254人(25.0%)
- ・離婚問題など暴力以外の家族等の問題 28人(2.8%)
- ・ストーカー被害 13人(1.3%)

906人(89.1%)

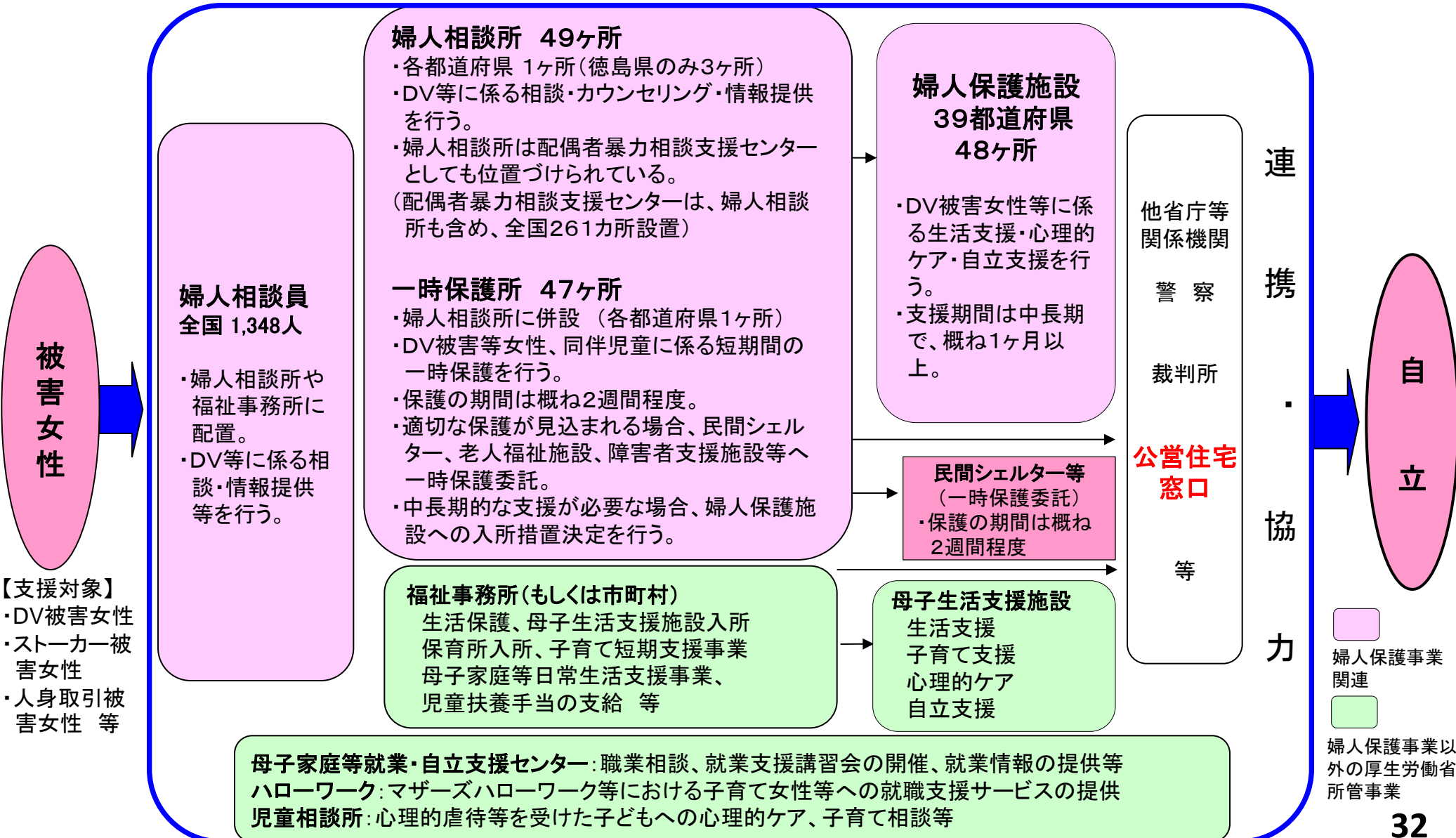
課題

- 婦人保護事業の対象者は、DV被害者や離婚問題、ストーカー被害、居所無し等の生活困窮者がほとんどであり、一時保護や婦人保護施設の入所者に対する自立支援にあたっては、就労支援策とともに「住まい」の確保策が課題。

「住まいの確保」等自立支援のためには、利用者の所在地の婦人相談員や福祉事務所やハローワークをはじめとして、公営住宅部署等自立に必要な様々な機関との連携が不可欠である。

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成27年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成27年11月9日現在

一時保護された女性の一時保護後の主な状況 (平成26年度中の退所者)

合計:5,403人

○婦人保護施設への入所	572人(10.6%)
○その他の社会福祉施設等への入所	926人(17.1%)
○民間シェルター等	416人(7.7%)
○自立(アパート・公営住宅等へ入居)	910人(16.9%)
○帰宅(一時保護前の住居)	920人(17.0%)
○帰郷(実家等)	995人(18.4%)
○知人・友人宅	191人(3.5%)
○病院	106人(2.0%)
○その他	367人(6.8%)

※このほかに同伴家族が4,774人いる。うち4,580人(95.9%)は女性と同じ移行先へ。

婦人保護施設退所後の主な状況 (平成26年度中の退所者)

合計:675人

○自立(アパート・公営住宅等へ入居)	287人(42.5%)
○その他の社会福祉施設等への入所	164人(24.3%)
○帰郷(実家等)	70人(10.4%)
○帰宅(一時保護前の住居)	46人(6.8%)
○病院	25人(3.7%)
○無断退所	26人(3.9%)
○その他	57人(8.4%)

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（27年度） 年間保険料 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

国 1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、一般市及び福祉事務所設置町村 1 / 4

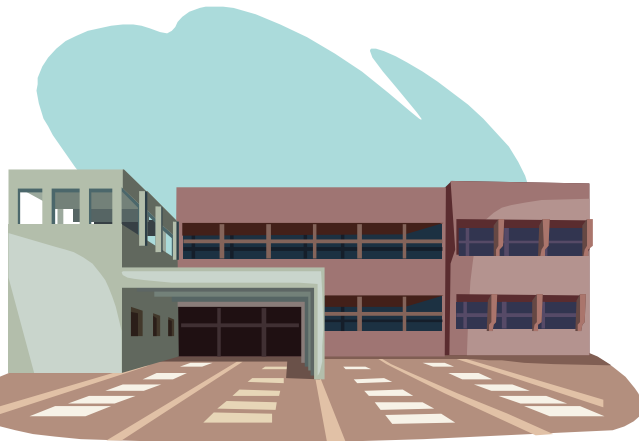
婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援

- 平成19年度より、いわゆる「ステップハウス」の運営を実施 ※平成27年度は5施設(約1割)で実施
- 平成24年度から賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

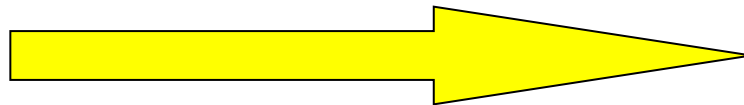
《ステップハウス》

退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣のアパート等を利用して生活訓練を行う。

利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能



婦人保護施設



近隣のアパート等

- ・職員が施設における支援とともに一体的に対応できる距離にあるアパート等で実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

Ⅲ. 児童養護施設退所者等の現状と課題

現状

- 進学又は就職によって児童養護施設を退所する者は、年間1,700人(平成26年度)。そのうち、586人が退所後一人暮らしをしている状況にある。
- 里親に委託されている子どもや、児童養護施設に入所している子どもなど、社会的養護が必要な子どもについては、児童相談所による措置が解除された後、保護者からの援助を得られずに自立生活を送ることを余儀なくされる場合がある。
- このため、措置解除後の生活基盤や経済的な基盤が脆弱であり、大学等進学率についても一般と比較して低い状況にある。
- 措置解除後の住居を確保するため、就職の際に、住み込みを条件とする場合がある。

課題

- 保護者からの援助が得られないために、民間住宅を賃借する際等に必要な連帯保証人を立てることが困難。
- 住み込みを条件にして就職活動をした結果、選択肢が狭まることで不向きな職業に就いてしまい、早期離職を招き、職と住居を同時に失う場合がある。



連帯保証人を立てることを前提とせずに、住居を確保し、安定した生活基盤を築くことができる仕組みが必要。

未成年後見人支援事業

1. 趣旨

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

2. 事業内容

(1) 未成年後見人の報酬事業

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された報酬の付与が認められた者に対し報酬額の補助を行う。

(2) 未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料を補助する。

3. 補助額等

(1) 報酬補助額

1人当たり240,000円(月額上限額20,000円×12月)

(2) 損害賠償保険料補助額

ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人当たり年額5,210円

イ 被後見人の傷害保険 1人当たり年額5,780円

※児童虐待・DV対策等総合支援事業により、国庫から1/2支出されている。(残り1/2は都道府県等の負担)

<(参考)損害保険の補償限度額>

ア 未成年後見人業務の補償限度額

①対人事故 1億円(免責金額 1,000円) ②対物事故 1億円(免責金額 10,000円) ③純粹経済損害 200万円(免責金額 10,000円)

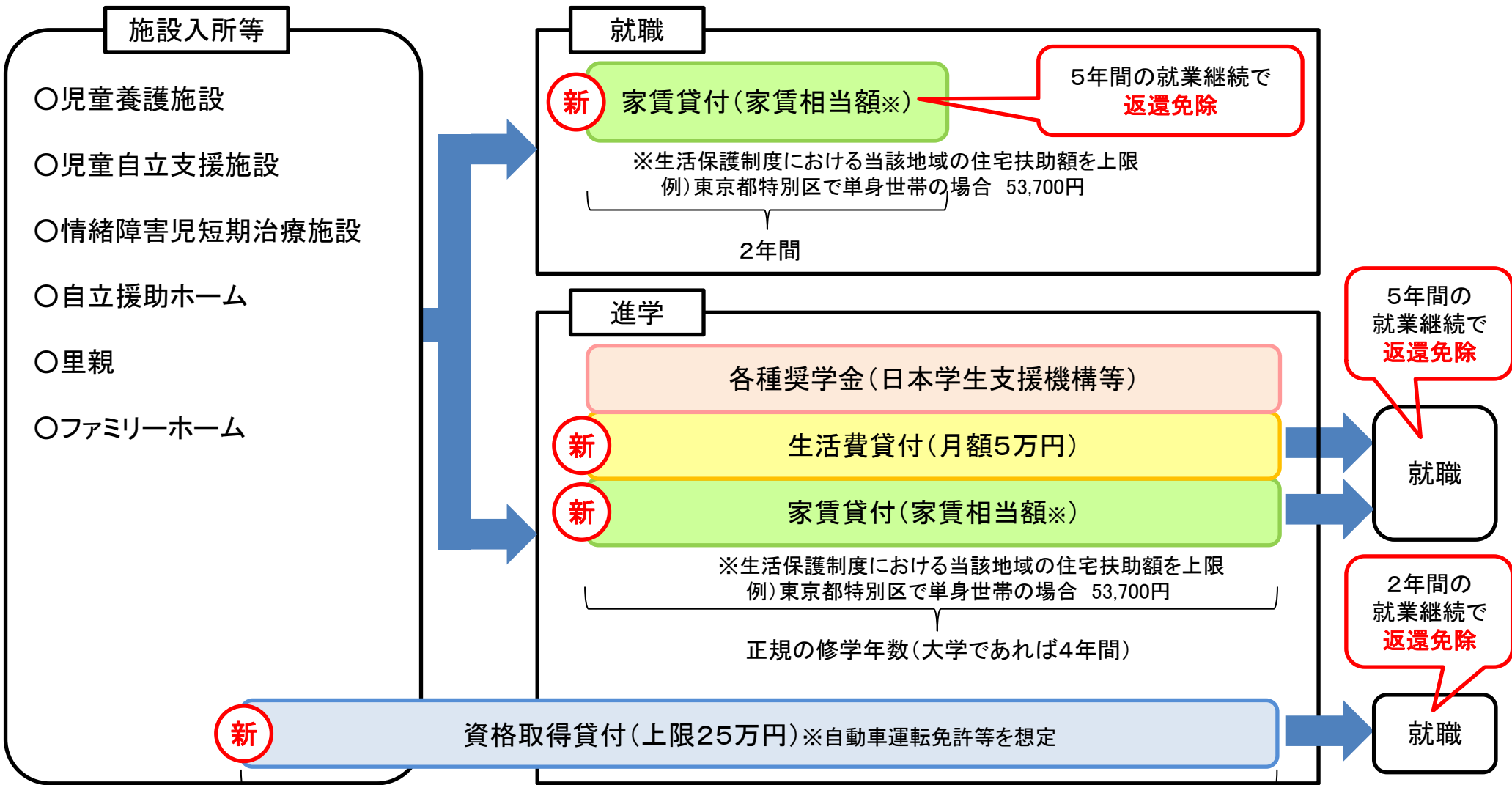
④人格権侵害 200万円(免責金額 10,000円)

イ 被後見人の補償限度額

①後遺障害 300万円 ②入院 1日につき1,000円 ③通院1日につき500円 ④日常賠償責任 1億円(免責金額 1,000円)

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



施設入所・里親委託中又は施設退所・里親委託解除後4年以内で大学等に在学している間

社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。


18歳（又は20歳）

22歳の年度末

※実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村（市町村は③のみ実施可）

※個々の支援内容に応じて民間団体への委託も可


例1

一般の住居  貸付事業を利用可

- ②生活相談・就労相談を利用可
- ③身元保証を利用可




※親族等と同居する場合を含む
(その場合は②生活相談・就労相談の利用可)

例2

一般の住居 

- ①居住支援
 - ・進学又は就職し一般の賃貸物件を実施主体が賃借して居住。家賃は貸付事業を活用。
 - ・進学したが中退した者
- ②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙
- ③身元保証を利用可

例3

里親家庭・施設  又は  一般の住居 

- ①居住支援
 - ・里親家庭又は施設（定員外で一定枠を確保）に居住。
 - ・本事業のために確保した部分は本事業により補助
- ①生活費支援
 - ・進学したが引き続き支援が必要な者（一部自己負担有り）
 - ・進学、就職していない者（全額を補助）
- ②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙
- ③身元保証を利用可

継続支援計画の作成
(本人の同意を得る)

措置終了

必要に応じて一般施策に移行
(生活困窮者自立支援制度など)

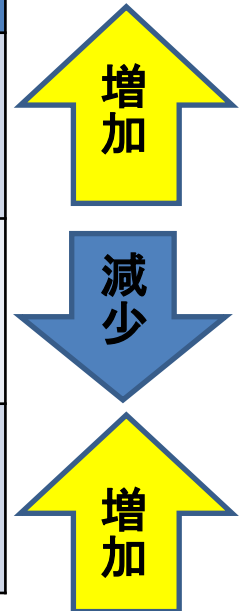
児相がアセスメントを行い、その結果を踏まえ、支援コーディネーターは、本人、里親等、施設の意見を聞きながら継続支援計画を作成

生活困窮者自立支援制度等による支援の必要性が見込まれる場合には、継続支援計画にその利用を位置付け、段階的に利用開始

障害者の現状

- 障害者数の総数が増加
- 一方、施設入所者数は減少し、地域（グループホームや在宅）で生活する障害者が増加している。

	平成13年頃	現在
障害者の総数	655.9万人	787.9万人
施設入所者・入院者	66.4万人	51.5万人
地域で生活する障害者数 (グループホーム、持ち家、賃貸住宅等)	589.5万人	736.4万人



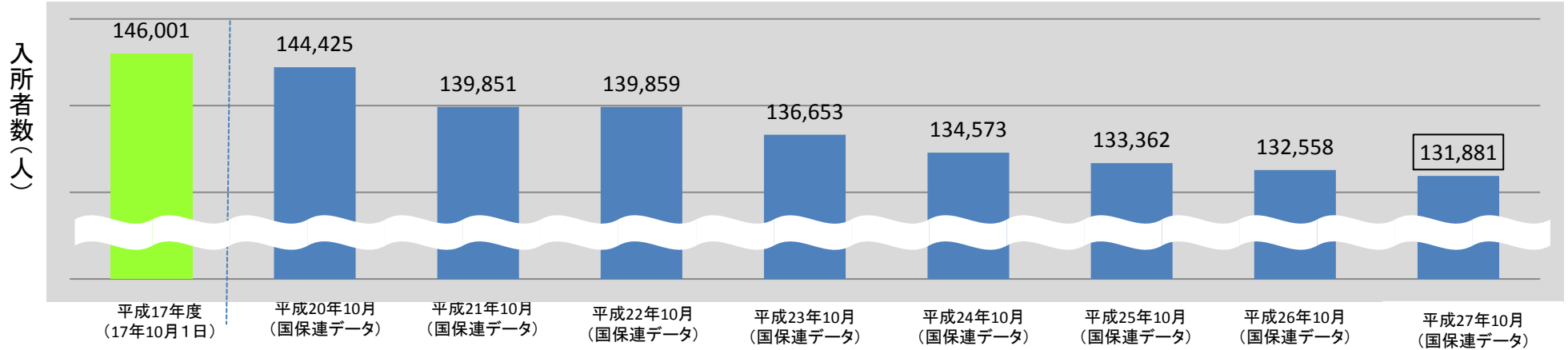
※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
 ※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。
 ※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。
 ※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

施設入居者の現状

○ 入所施設の利用者数が減少している一方、入所者の重度化及び高齢化が進んでいる。

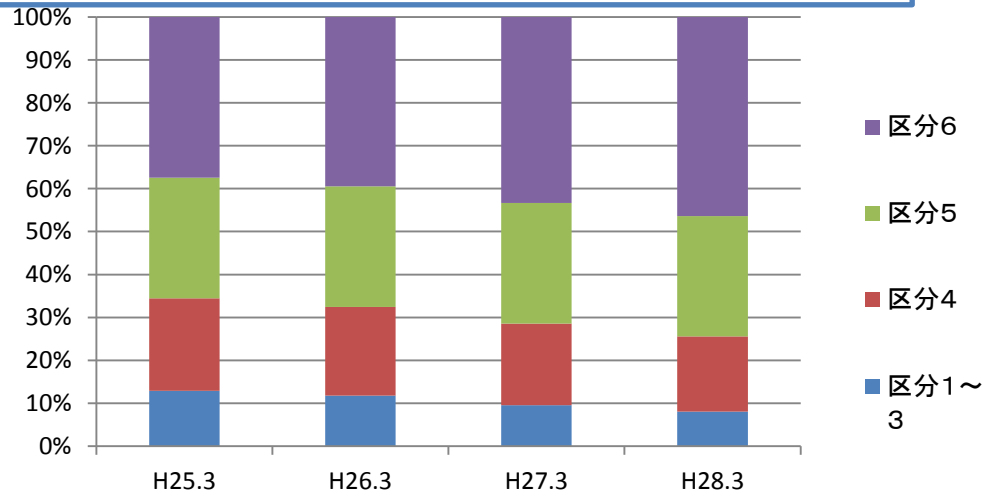
【施設入所者数の推移】

出典：国保連データ速報値等

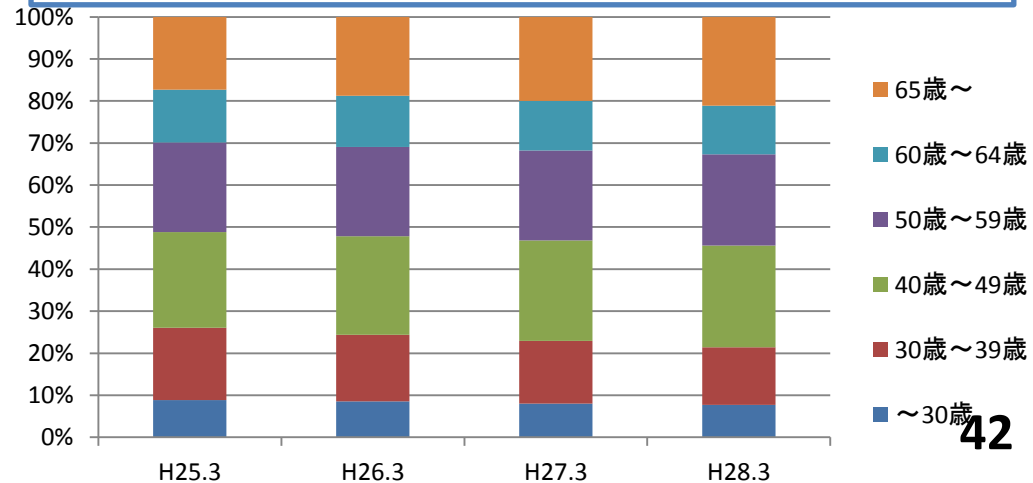


【施設入所者の重度化・高齢化の推移】

施設入所者における障害支援区別の割合の推移



施設入所者における年齢階級別の割合の推移



地域で生活する障害者の現状

- 地域で生活する障害者のうち、
 - ① グループホーム等 約0.3割
 - ② 持ち家の割合 約7割
 - ③ 賃貸住宅等の入居者の割合 約2割

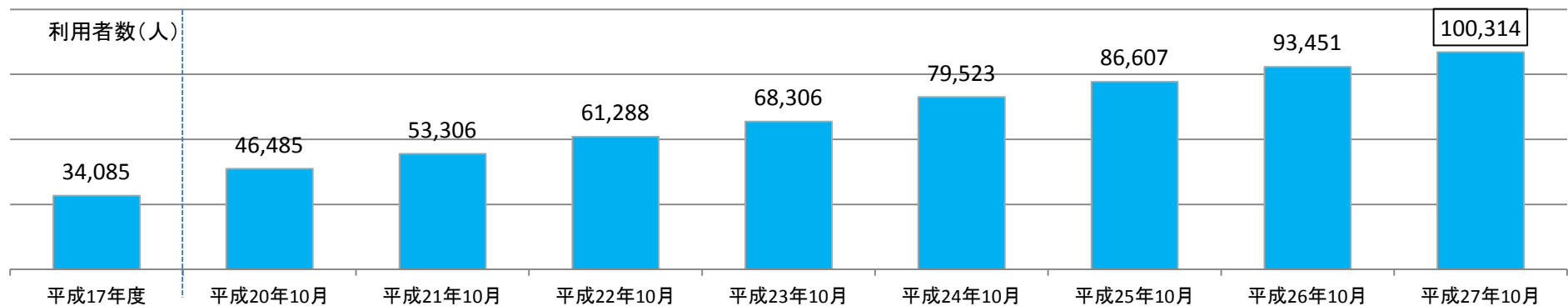
平成23年生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査)結果より

①グループホームの現状と施策の方向性

- グループホームは、障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場。1つの住居の利用者数の平均は5名程度。
- グループホーム利用者は着実に増加。

【グループホーム利用者数の推移】

出典：国保連データ速報値等



- 課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設。（平成30年度～）

<重度対応型グループホームのイメージ>

特色：看護職員と夜勤職員等の手厚い看護配置により、重度障害者のニーズに対応するもの

②-1 賃貸住宅における在宅の障害者に関する課題

【借りる側の課題】

① 保証人がいない

→ 居宅サポート事業

② 収入が少ない者が多い

→ グループホーム入居者に対しての家賃補助制度

③ バリアフリー対応の賃貸物件情報に対して、アクセスが困難である

【貸す側の課題】

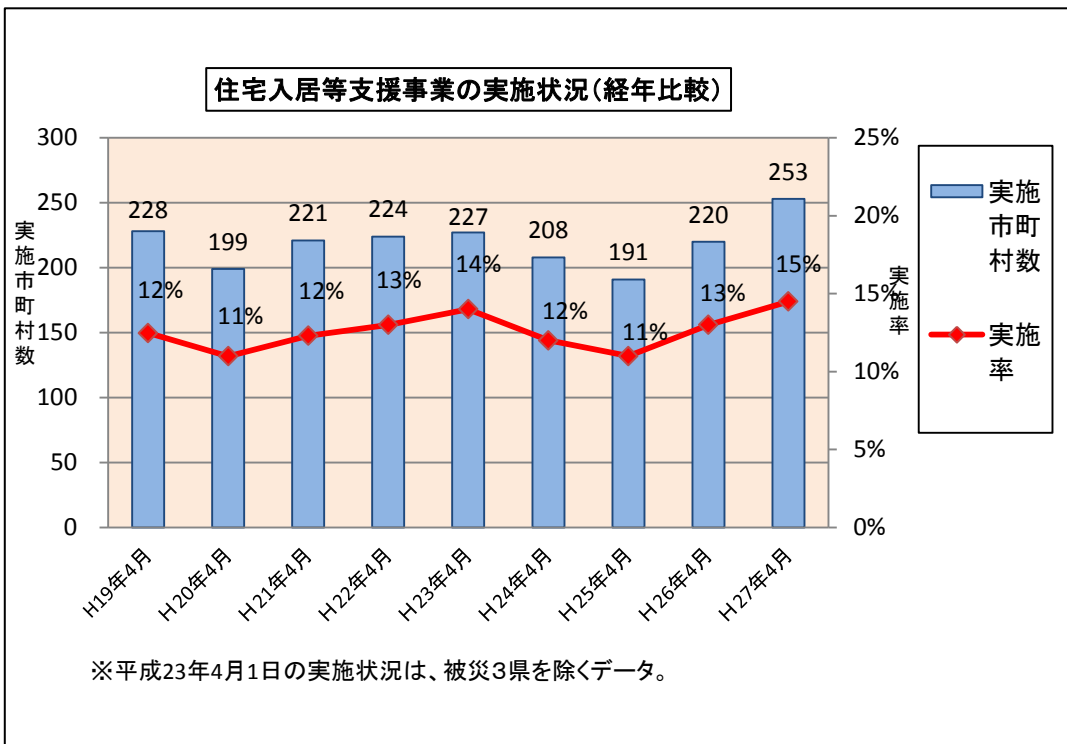
① 入居障害者の安否確認が不安

→ 地域定着支援・自立生活援助

②-2 住宅入居等支援事業（居宅サポート事業）

- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援。

【住宅入居支援事業の利用実績(平成26年度)】



住宅入居等支援事業の実利用者数等(H26年度)

【住宅入居等支援事業の実利用者数】

2,734人

(内訳)

・入居支援の実利用者数

696人

(一般住宅への入居に結びついた実利用者数 373人)

・24時間支援の登録者数

743人

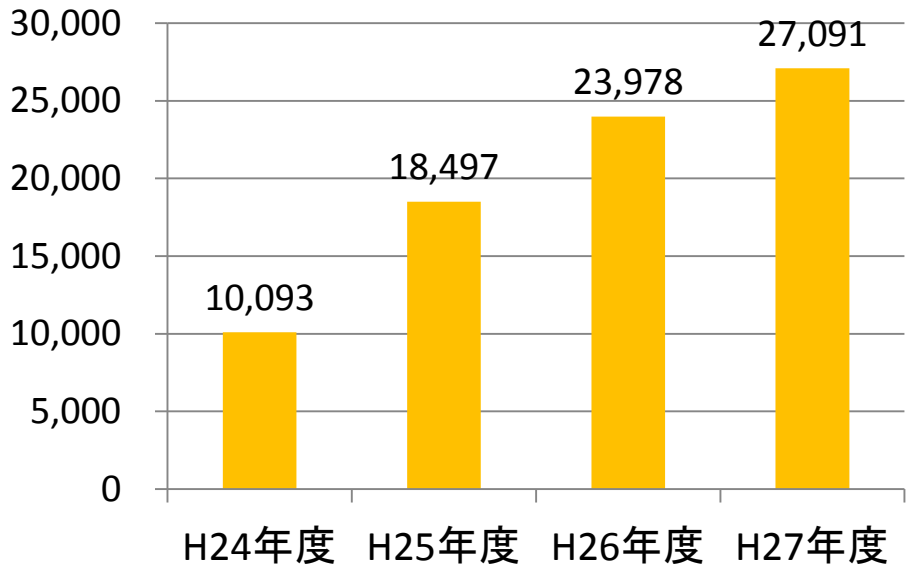
実施市町村数:253

③地域での在宅生活を支援する施策

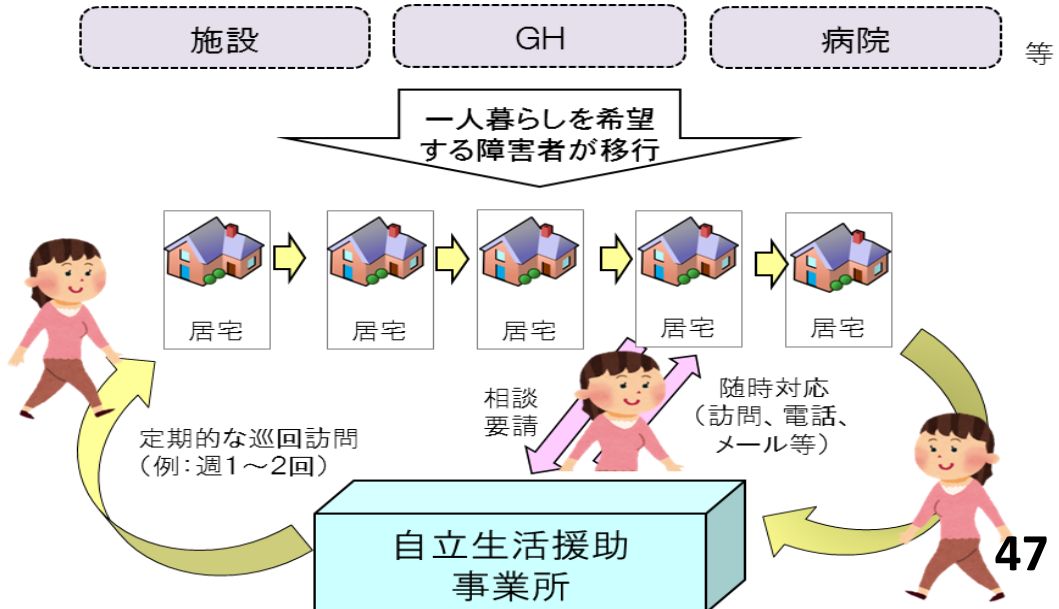
- 地域定着支援（平成24年度より実施）
 - ・ ・ ・ 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。
- 自立生活援助（平成30年度より創設）
 - ・ ・ ・ 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問など適時のタイミングで適切な支援を行う。
 - ・ ・ ・ 横浜市での取組をモデルに、平成28年度の障害者総合支援法改正に位置付け

地域での在宅生活の支援

【地域定着支援の利用実績の推移】



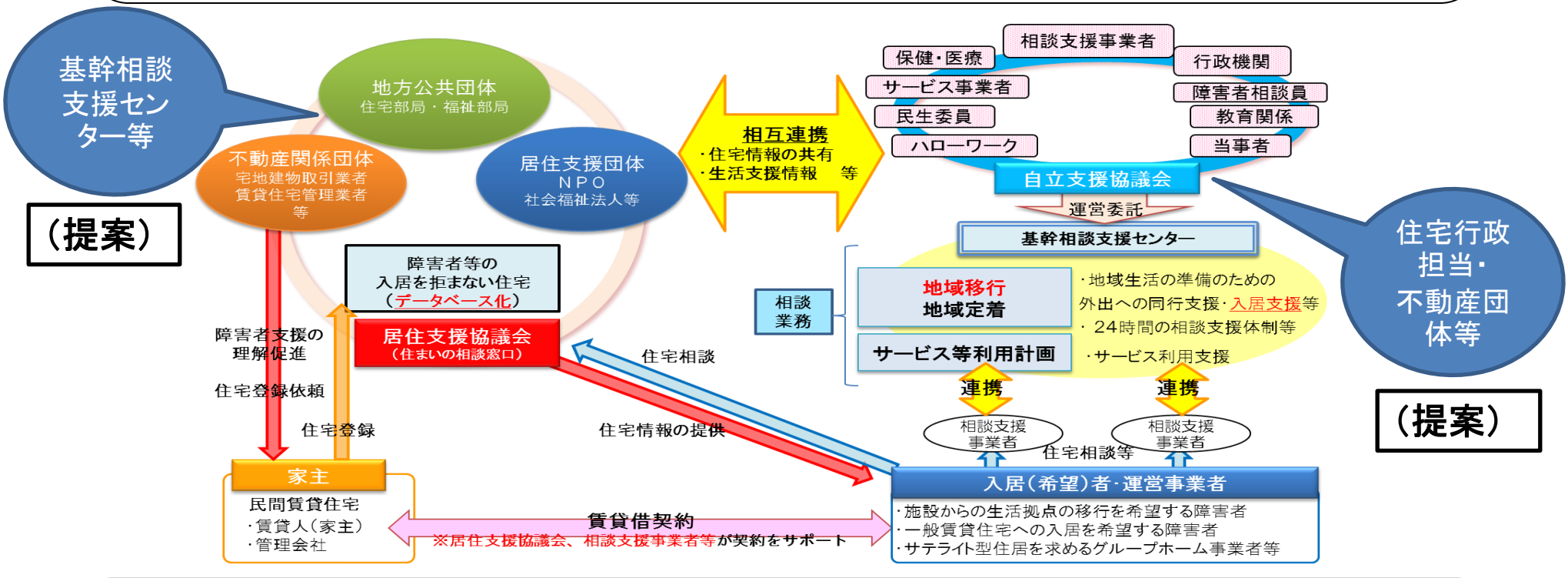
【自立生活援助の概要】



居住支援協議会と（自立支援）協議会との連携

○ 「障害者の安心した住まいの確保のためには、居住支援協議会がもつ住まいの相談窓口と自立支援協議会を核とした相談支援事業が連携し、入居支援体制を構築することが効果的。」との指摘を、平成28年4月に安心居住政策研究会(※)より頂いている。

※ 安心居住政策研究会：国土交通省が設置し、障害保健福祉部もオブザーバーとして参加



○ 協議会同士の相互連携が進んでいないことから、まずはそれぞれの協議会に、相互の行政関係者や事業者等が構成員として参加することを推進してはどうか。